

海外の市民活動

No. 3

I 原子力

- (1) 米科学者 2,300 名の原発反対「宣言」
- (2) エネルギー危機 — 諸問題の核心 — …… Dr. Barry Commoner
- (3) 原発保険に関する一問一答 …… Friends of the Earth (USA)
- (4) 太陽発電：しかし太陽（開発）は覆われている …… コモン・センス紙

II 食品添加物

- (1) スウェーデンにおける食品添加物の追放運動 … Dr. Bjorn O. Gillberg
- (2) 食品添加物とハイパーアクティブ（神経過敏症）… Boston Globler紙
- (3) キノホルム警告 …… IOCU

III 立法提案

- (1) 商品の保証（米）
- (2) 葬儀産業への挑戦（米）
 - イ. 全米葬儀問題対策協議会の活動
 - ロ. 連邦取引委員会（FTC）の提案
- (3) 消費者保護庁設置案（英）

IV ニュース

- (1) 放射性廃棄物の“ガラス化”（英）
 - (2) 取引きは原発のみ（西独）
 - (3) 全米キリスト教教会協議会の反原発声明
 - (4) ビルの使用と心臓まひ
 - (5) 離乳食用カンヅメの鉛公害
-

海外市民活動情報センター

Information Center for Public Citizens

わたしたちが考えていること

よきにつけ悪しきにつけ、日本は国際社会の注目の的となっています。市民運動にとっても例外ではありません。とくに「公害国ニッポン」の市民運動によせられる世界の関心は大きいものです。また逆に、私たちも、程度の差こそあれ同じような困難のもとに市民の利益をまもるために日夜奮闘されている海外の市民運動に深い関心をよせています。しかしながら、この相互の思いを結ぶ紐帯は、いまのところ商業ベースの情報を除いては、ほとんどないというのが実情のようです。

私たちは、微力ではありますが、この結びつきを芽ぐませたいと「海外市民活動情報センター」を発足させました。そして商業ベースでは入手しえない優れた市民活動の情報をできるだけ数多く海外から収集し、これを必要とされる方々に役立てていただきたいと願っています。そして私たちもまた日本の市民活動の状況を海外の必要とされる友人、グループ、団体へ送り、真に市民サイドに立つ国際連帯の輪を拡げていきたいと念願しています。この願いが、この趣旨に賛同される方々のお力で息切れすることなく持続し、やがて木となり、花を咲かせ、鳥を宿らせることができれば、どんなに素晴らしいことでしょう。ぜひこの夢を実現させたいものです。

賛 同 者

アイウエオ順

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 育山 貞一 | 塚本 しょう子(婦人展望) |
| 安藤 栄雄(日本消費者連盟) | 寺田 かつ子(都地消連) |
| 綾部 祐助 | 徳座 晃子(東京経済大学) |
| 岩田 友和(内外消費者情報研究グループ) | 戸田 義明(公害問題研究会) |
| 飯島 愛子(IPPFF・クアラランブル) | |
| 伊藤 武雄(中国研究所) | 仲井 富(公害問題研究会) |
| 宇井 純(自主講座) | 中谷 巖 |
| 大崎 正治(国学院大学) | ナンシー・アンドリュース(大学院生) |
| 奥田 孝晴(自主講座) | 野村 かつ子(日本消費者連盟) |
| 奥沢 喜久栄(公害問題研究) | ハドル・ノリ(公害問題研究) |
| 大竹 慶明(大竹財団) | 平島 郁子(主婦) |
| | 船瀬 俊介 |
| 勝部 三枝子(生活問題研究) | 福井 京子(学生) |
| 加納 きく(主婦) | 藤沢 郁子(学生) |
| 紀平 悌子(婦人有権者同盟会長) | 藤田 英彦(牧師) |
| 國弘 正雄(国際商科大学) | 松岡 信夫(自主講座) |
| 久保田 裕子 | 松浦 直樹(学生) |
| 児玉 勝子(婦人展望) | 松村 昭雄(IPPFF・ロンドン) |
| 清水 経義(日米学生会議) | 松井 やより(朝日新聞) |
| 鈴木 了一(日本消費者連盟) | 山内 郁子(婦人有権者同盟) |
| スパークス・グラス(パークレイ大学) | 横山 桂次(中央大学) |
| 袖井 林二郎(評論家) | ライシュ・マイケル(エール大学) |
| | リフソン・トーマス(ハーバード大学) |
| 竹内 直一(日本消費者連盟) | レフラー・ロバート(ハーバード大学) |
| 土屋 喜三郎(大竹財団) | 渡辺 文学(公害問題研究) |

目 次

I 原子力

- (1) 米科学者 2,300 名の原発反対「宣言」 1
- (2) エネルギー危機——諸問題の核心——
Dr. Barry Commoner 6
- (3) 原発保険に関する一問一答
Friends of the Earth (USA) 20
- (4) 太陽発電：しかし太陽（開発）は覆われている
コモン・センス紙 31

II 食品添加物

- (1) スウェーデンにおける食品添加物の追放運動
Dr. Bjorn O. Gillberg 34
- (2) 食品添加物とハイパーアクティブ（神経過敏症）
Boston Globber 紙 41
- (3) キノホルム警告 IOCU 44

III 立法提案

- (1) 商品の保証（米） 47
- (2) 葬儀産業への挑戦（米） 52
- イ. 全米葬儀問題対策協議会の活動 52
- ロ. 連邦取引委員会（FTC）の提案 55
- (3) 消費者保護庁設置案（英） 56

IV ニュース

- (1) 放射性廃棄物の“ガラス化”（英） 64
- (2) 取引きは原発のみ（西独） 65
- (3) 全米キリスト教教会協議会の反原発声明 67
- (4) ビルの使用と心臓まひ 68
- (5) 離乳食用カンヅメの鉛公害 70

I 原 子 力

(1) 米科学者 2,300 名の原発反対「宣言」

—米国大統領および議会に対し米国科学・技術界のメンバーより—

核エネルギー

核分裂は原子核の中に閉じこめられている莫大なエネルギーを放出する。腹立ちまぎれに使うならば、核分裂は世界的規模の破壊をつくり出す。平和時の電力エネルギーをつくり出すために使われるならば、大量の放射性副産物をつくり出す。それは重大な危害を与え、極度に高度な注意力と知覚力、勤勉さによってのみ制御しうるものである。

かつて科学者の間では、核分裂は人類にとって尽きることのない新しいエネルギーの源であり、安全で、安価で、無公害だから価値があると熱心に信奉されたことがあった。この初期の楽観論は、重大事故、長期にわたる放射性廃棄物、プルトニウムの健康及び国家の安全保障にたいする特別な危害、といった諸問題がますますハッキリと認識されるにつれ、次第に崩れてきた。

また全国的な広がりで行われている原子力計画において、累積する放射性物質のおびただしい量をまもるのに必要とされる高度な作業を、原子力を推進する人たちが遂行できず、従って重大な事故の数々の危険を高めていることも亦明らかとなった。

論 争 点

わが国の原子力計画は、今や、芽ばえつつある論議の焦点となっている。科学技術界の多くの思慮深いメンバーたちや原子力計画に関し責任をもつくつかの政府機関は、原子力の安全確保に関しさまざまな留保を行っている。たとえば、基本的原子炉の安全システムの有効性は、適切な実験的証明がないのであるから、疑問とされている。わが国の原子力発電所の操業記録は、

今までのところ何一つの重大事故もなく、まことに満足すべき事態である。しかし全体的な操業記録は、小さなものであり、事故による災害が起らなかったからといって、それが将来にたいする保証とはならない。実際、今日までの記録は、主要な装置が数多く機能せず、作業員の誤操作があり、構造上の欠陥があり、さらに原子力発電所が組立てられる設備装置の品質管理の相づく弱点などの証拠を示している。

原子炉の安全性の現在の状態を認めるとしても、来るべき数十年のうちに原子力計画がフル・スケールで運転した場合、いかにして重大な災害が前もって排除されるかを知ることは困難である。

原子炉計画が未来の幾世代にも残す冷酷にして不吉な遺産である放射性廃棄物（注：廃棄物に含まれるプルトニウムの半減期は24,000年）の最終処分にたいしては、技術的にも、経済的にもいまだ実行可能な方法は立証されていない。廃棄物取扱いのいくつかの提案はある。そしてそれら提案のなかの一つ、またはそれ以上のものが最終的には満足すべきものであるかのようにはみせかけられることがあるかもしれない。しかし、それらすべてのものについて、重要な問題が、今日、未回答のまま残っている。

商業的原子力発電所と核爆弾の関連も、実に憂慮すべきもう一つの源である。政府や外部の評論家によって行われてきたさまざまな研究は、商業用原子炉のつくり出すプルトニウムが、不法な核爆弾や放射性テロ爆弾に使うために盗まれたり、転用されたりすることを防ぐための保安手続きにいくつかの弱点のあることを指摘している。プルトニウムの保安手続きを満足なものとするためには、アメリカの自由の伝統と矛盾する特殊な保障装置、即ち、警察国家への道に転落しかねない特殊な警備体制を、広く普及させることが要求されるように思われる。

プルトニウムの保安問題は国際的な次元をもっている。というのは、合衆国、それから程度はやや小さいがカナダ、西独、フランスは、世界的規模の商業原子力発電所の販売計画をはじめたからである。そしてもし彼等が現在

のやり方をつづけるなら、その販売計画は、核兵器のための手段、即ち必要なプルトニウムを何十もの国に供給することができるからである。

勸 告

今や原子力をめぐる問題は重大であるが、必ずしも不治のものではない。原子炉の安全性、プルトニウムの安全保障、廃棄物処分の研究についての主要プログラムが、もし優先順位と能力の程度をこれまでよりいっそう増強されるならば、これまで積み重ねてきた技術上の憂慮にたいし、回答を与えることもできるかもしれない。われわれはそのような計画についての国民的配慮と採択を衷心よりすすめるものである。しかしながら、一方では、安全性、廃棄物処分、プルトニウムの安全保障について要求されている調査ならびに現在の論議の解決において、重要な進歩が達成される以前に、発電所建設をスタートさせ見切り発車を行うのは不謹心きわまるものであることを、わが国は認識せねばならない。同様の理由で、われわれは、米国製の原子炉から出るプルトニウム副産物が、これらの国々によって使用される場合の国の安全保障問題の解決を棚上げして、原子力発電所を他国へ輸出するという計画は、中止されるべきものだと衷心より勧めるものである。

上記の問題を解決するよりも先に、原子力エネルギーへの依存を減らすためには、米国はエネルギーの獲得と利用、石炭の採掘・転換・燃焼、代替エネルギー源の開発を行う現実的な政策を採用せねばならない。

これらの政策は重大な挑戦を提示し、エネルギー政策に関する全国的論議で今日まで大いに無効とされてきた決定を要求することになる。

われわれは、先づ第一に、この国を総合的なエネルギー保存計画にゆだねねばならない。この計画は、あらゆる部門でエネルギー使用の有効性を増進させるべきであり、従って、輸送、暖冷房、エネルギーの工業用使用における現在の浪費を排除させるべきである。

第二にわれわれはこの国を、火力発電所に空気汚染制御装置を速やかに適

応させ、炭鉱夫の安全性を改善するためにさまざまな努力を払い、露天掘りの災害を軽減する良心的な計画にゆだねねばならない。これらの措置は現在の混成エネルギー源から、来たるべき数十年のあいだに行われるさまざまな調査努力を通して、われわれが開発するエネルギー源へと移行するまでの間わが国がわれわれのもつ広大な石炭資源を利用すべきだとするならば、不可欠に重要である。最後に、われわれは要求される技術的資源を、太陽・風・潮・地殻の熱のエネルギー利用を可能にせしめる、もっと恵み深いエネルギー生産技術を創造するためのフルスケールの調査と開発努力に、必要とされるさまざまな技術的資源を委ねねばならない。核融合エネルギー研究にもまたいちだんと増強された優先順位が与えられるべきである。

ヒロシマにつづいて原子力エネルギーを平和目的のために利用せしめようとしてきた試みは、誤りではなかった。しかし他の代替エネルギーの開発を実質上排除し、核開発のためにのみ資源をふり向けてきたということは、ヒロシマ以降の何十年間の判断における重大な誤りであった。原子力エネルギーの商業化への努力が、安全性や国家保障問題に必要な以下の考慮しか払わせないようにさせて来たこともまた不幸なことであった。ヒロシマの30周年記念にあたり、アメリカはこれらの事実注目し、核計画の大きな成長率を減少させ、国民のためにふさわしいエネルギーを確保すべく、他の適切なステップをとらねばならない。

1975年8月6日ヒロシマ30周年記念

「宣言」呼びかけ人

John T. Edsall	ハーバード大学生物学名誉教授
Henry W. Kendall	マサチューセッツ工科大学物理学教授
George B. Kistiakowsky	ハーバード大学化学名誉教授
Harold C. Urey	カルフォルニア・サンディエゴ大学名誉教授 ノーベル賞受賞

James D. Watson ハーバード大学生物学教授

ノーベル賞受賞

賛 同 者

生物学、化学、エンジニアリング、保健、医薬、物理学、その他の科学分野に関する科学者、計 2,300 名が署名。

宣言は、「憂慮する科学者連合」(Union of Concerned Scientists)によって準備された。

(2) エネルギー危機——諸問題の核心——

(註)

バリー・コモナー

Dr. Barry Commoner

われわれは終りなき危機の時代に生きている。重く、手におえぬように見える一連の問題、たとえば環境破壊、世界人口の急激な増加、食糧危機、エネルギー危機といった問題が、世界的規模の経済的崩壊にまでのめりこみそうな不幸を急速に増加させながら、問題提起をしている。しかも、すべての危機に戦争と戦争の脅威が影をおとしている。

これらの危機の一つ一つが人々の論議の俎上にのせられると、きまつて次のようにこたえられる。すなわち、環境の危機は汚染をコントロールすれば解決される。人口増加は受胎調節をやればよい。エネルギー危機は需要のコントロールと新たな供給の開発に力を注げばよい。経済的危機は消費、賃金、物価のコントロールを提案すればよい。戦争の脅威は協議を重ねていけば解決されると。

しかし、一つの危機を解決しようと努めるとそれがまたもう一つの危機とぶつかってつまづいてしまう。たとえば、汚染をコントロールしようとすればエネルギーが不足だと非難され、人口のコントロールは経済的発展のニー

(註) 著者コモナーは、現在、セントルイス(米)のワシントン大学の植物生理学の教授で、「自然システムにおける生物学」研究センターの主任をしており、既に120を超える科学論文を発表している。代表的な著作として、「The Closing Circle」(日本語訳「なにが環境の危機を招いたか」講談社)や「Science and Survival」(日本語訳「科学と人類の生存」講談社)がある。

ドと抵触すると非難される。エネルギーの消費を仰え、保存につとめれば失業をまねく。世界の飢えた人々に食糧を与える提案をすればインフレを招くと非難される。経済パニックの渦中では、すべての危機を緩和させようとどんなに努力しても、必ず反対の叫びに出くわす。そして戦争の炎で焼却すれば、これらすべての問題は結着がつくと考えるような人々がすでにあらわれている。

これはまるで世界がよろめきながら破局に向って歩いているという一つの陰うつな確証であるように思われる。しかしこのクモの巣を張りめぐらしたような網を形成している一つ一つのつぎ目こそ楽観論の源となっているのであり、またどうしたらよいかを教える糸口にもなっている。それぞれのつぎ目とつぎ目の間にある総合関係が、これらすべての危機問題が現代社会機構に内在するある共通の欠陥の兆候であることを暗示してくれる。エネルギー危機はこの中核的な欠陥にしっかりと結びつけられているので、ひとたび捉えることができれば、それはわれわれを迷路から脱出させてくれる導きの糸口となるという希望を与えてくれる。このような意味から、エネルギー危機は人類社会史の一大分岐点と記されるだろう。それにこたえて、われわれがやらねばならないことは、合衆国にとつても、世界の国々にとつても、われわれの未来がヒューマニズムとデモクラシーに向かつて進み続けるのか、それとも破局と圧制に終わるのかどうかを決めることだと思ふ。

エンジニアが新しい素材の強さを理解したい時には、彼等は破壊点まで圧力をかけ、それがどのように反応するかを分析する。エネルギー危機は合衆国経済システムの一つの「機械工学テスト」(engineering test)であつて、多くの根深い欠陥を明かにしてきた。

エネルギーは商品やサービスを生産してはじめて役立つものであり、そしてまたわれわれの使っているエネルギーはほとんどすべてが有限で再生のきかない資源から引き出されたものであり(そのすべては環境を汚染する)、最後には枯渇するのではあるが、われわれは燃料が商品やサービスにかえら

れていく有効性を逆に減少させてきた。過去30年来、農業においても、工業においても、輸送においても、エネルギーを最も非能率的につかうような、そしてまた環境に最も重い負担をかけるような生産過程が急速にのびており、エネルギーを有効に使うような競争者を市場から追い出してきた。

農業では、旧来の方法は輪作や堆肥を施すことで地味を保持するというエネルギー節約型の方法であったが、それも天然ガスを原料とする合成窒素肥料の集約的使用という方法にとって代わられてしまった。同様にして、石油を原料とする合成繊維、プラスチック、合成洗剤が、かつては木材、木綿、ウールや石けん — これらはすべてエネルギー節約型で再生できる資源から製造されている — によって占められていた市場のほとんどをつかんでしまった。輸送では、鉄道 — 人間や貨物の運搬手段として、エネルギー効率が非常にすぐれている — が減び、旅客当りないしトンマイル当りの燃料消費量が遙かに多いところの乗用車、トラック、飛行機によってますますとつて代られている。当然、このようなエネルギー浪費型企業はエネルギーの価格が上昇すると脅威にさらされる — これこそ1973年のあの幻想的な燃料不足から生じた現実の結果である。もし、エネルギーの上昇がもたらす経済的影響がそれほど深刻でなかったなら、経済的影響などバカバカしいものとして一笑にふされていたはずであった。数十億ドル規模の石油化学企業が喜々としてプロパン — プラスチック生産を始めるのにどうしても必要となる材料 — の価格をせり上げたとき、農民は穀物の乾燥に必要なプロパンをみつけるのに苦勞して、結局以前の価格の3倍を支払わねばならなかった。現代の市場にあふれているつまらないプラスチック製品の洪水を維持するために、食糧生産のほうに脅かされたのである。緊急の要請にこたえて、家庭の主婦が電気の需要を減らしたら、電力会社は事業の損失分を埋め合わせるため料金の値上げを要求し始めた。自動車業界は環境保護主義者もつと小さくて、もつと燃料を有効に使う自動車を生産するようと訴えたのを冷淡に拒否したが、その結果、売り上げは半分に減って10万人の自動車労働者を失業さ

せた。

エネルギー危機が合衆国の経済制度に与えた衝撃によつて明らかにされた最も深刻な欠陥は、われわれがエネルギーまたは環境の質を使い果たしているということではなくて、資本を使い果たしているということである。油田が深くなればなるほど、石油精製所はますます複雑になる。発電所が石炭や石油による火力発電をあきらめて、複雑なしかも不安定な技術をもつ原子炉を信頼し始めると、エネルギーの単位当り生産の資本コストは急騰する。計画されている合衆国のエネルギー総生産量は1971年の約57,000兆 Btu [= 14364 × 10¹¹ kcal] から1985年には約92,000兆 Btu [= 23184 × 10¹¹ kcal] へ上昇が見込まれている(約60%増加)。エネルギーに必要な年間総資本支出は、この間に約265億ドルから1,580億ドルへ上昇 — 約390%の増加となる。この傾向は、エネルギーがますます非効率的に使われている現実と併わせて考えると、次のようなことを意味する。即ち、もしわれわれが今のコースをとり続けるならば、エネルギー生産によつて工場や家庭、学校や病院をも含む新事業の投資に役立つべき総資本をますます多く消費することにならう。

ある計画では、現在のエネルギー需要の最大限を推定し、それを基準として計算すると、1985年には、エネルギー生産の資本消費は有効総資本の80%にもものぼるといわれている。これはもちろん、エネルギー産業が結局は自分自身の顧客をむさぼるというバカバカしい非現実的な状態にあるということである。かくて、企業が商品やサービスの生産に、エネルギーを非効率的に使つたり、発電所が電力をつくるために、資本を非効率的に使うなど、企業がこのような方向に傾斜することは、経済体制に不可欠であるところの、資本をつくり出す経済システムそのものの能力をもふみにじるおそれがある。

このことは、最近のニューヨーク証券取引所の報告によると向う10年間に必要とする資本の6,500億ドルもが、なぜ不足しそうになっているかの理由をよく説明している。このような巨大企業に拘束される有効資本

の比率が増大すると、その経済的な影響は広く社会に及ぶだろう。たとえば、最近のニューヨーク株式取引所の報告によると、資本の有効性を確保するために、次のような変革が求められている。すなわち、「……増大した資本蓄積を認めるために法人税率を調整し……資本獲得の適正額に対する免税をすべきである。……過度の規制や抑制的統制（特に公益事業において）は緩和させるべきであり……環境基準は実施目標期日を延期し緩和さるべきである。」

同報告は、連邦政府の税収が減るのを容認しており、この不足分をうめるためには連邦政府の支出削減を提案している。

× × ×

何が間違ってきたのだろうか？何故に、戦後の農業、工業、輸送の変遷が、資本財や再生不能なエネルギー源を、従来より浪費させ、われわれの住まねばならぬ環境を破壊させるような自殺的コースに、合衆国を走らせてきたのだろうか。

その基本的理由がなんであつたかについては、当の企業人が十分知っている。儲かつたからである。石けん会社は、石けんから合成洗剤へ転換したとき、ポンド当りの利益をグンと上げた。トラックは鉄道よりも儲かる。合成プラスチックや合成繊維は、皮や木綿、毛または木製品よりもっと儲かる。チッソ肥料は穀物栽培農民にとって最も儲かる投入物である。電力会社は資本集約的原子力発電所の方が収益率をずっと高めると主張する。いみじくもヘンリー・フォード2世がいったように、「ミニカーはミニ利潤しかうまない」のである。

以上はすべて、合衆国の経済制度への新しい事業の登場を規定する諸条件から出てくる当然の結果である。新しい生産事業をはじめめる動機が何んであれ — 動力市場への原子力発電の参入、繊維市場への合成繊維の参入、クリーニング市場への合成洗剤の参入、輸送市場へのトラックの参入等々 — それがもし投資にたいし、より大きな見返えりを産むことが可能な場合の

み、新規参入はより古い競争者に比べ成功するだろう。時には、この有利さは新商品の価格が安いという形であられる。これでもって競争商品を市場から追い出すことができるのである。またある時には、その有利さは、新事業を古い事業よりもっと速い速度で拡大させ、より高い利潤をうむという形であられる。

ある経済学者は、私企業がコスト節約のためにエネルギーを有効に使う生産技術に転換することによってエネルギー価格の上昇に対処できると考えている。これはどつかの一企業内で、エネルギー浪費の軽減をはかることによって、それが達成される場合には、成功するだろう。しかし他の場合、たとえば石油化学産業の場合には、人間の労働を排除するために、エネルギーの集約的使用が産業構造そのものの中に組みこまれ、それによって労働の生産性と利潤をあげるのである。こういう場合には、もともと効率のわるい産業が急速に伸びることを巻き返すことによってしか、改善されたエネルギーの有効性は達成されえないのである。しかし、だからこそ、これらの産業はまさに最も儲かる産業なのである。彼等の活動レベルを引き下げようとするどのような試みも、全体としての、経済制度によってうみ出される利潤をどうしても蚕食することになるだろう。

もう一つの可能な適応の仕方は、エネルギーを保存し環境の悪化を減らす措置にかかった余分なコストを消費者にツケとしてまわす方法である。このようにして農業のエネルギー依存はチッソ肥料の使用割合を切りつめることによって軽減されることができが、その結果、必然的に食べものの値段は上がるだろう。これは余分な重荷を貧乏人に背負わせる。そしてこれは、もしも私企業の原則というものが、次第に拡大していく貧富の差を是正する措置をとりうるなら、順次、改められることもできよう。もう一度いうが、このことは経済制度の基本的構造への一つの挑戦なのである。

ある意味では、何も新しいものはアメリカにはない。たつた一つハッキリ分っていることは、何を生産し、またそれをどのように生産するかは決定は、

利潤を高めたいという期待だけで支配されているということである。

新しく、人さわがせなことといえば、合衆国では、過去30年間にわたり、何千という新規製造企業が、テンデンバラバラに企業活動をしてきて、驚いたことには、どの企業も、エネルギーを有効に使わず、しかも、環境に対しては、より大きなダメージを与えることを平気でやってきたことである。これは私企業の根本的戒律 — すなわち、生産者の経済的利己主義に基礎をおいて行われる決定が、社会的要求をみたす最善の道だという戒律にたいする重大な挑戦である。だからこそ、環境危機やエネルギー危機、またそれらと関連する数多くの社会問題が — たしかに緊急に論じられる必要のある仮設として — 、現に露呈している欠陥、及びその救済所在が、実は、利潤追求型の経済体制構造そのものの中に内在しているということを示唆しているのである。

公共福祉にたいするかなりの要求は、もちろん、ソビエトやその他の社会主義経済体制によつてもなされている。そしてこれらの制度が、生産体制の構造に関しては私的決定より社会的決定に基礎をおいているかぎり、それらの要求は、少なくとも原則において、正当化されてもよい。しかしながら、ソビエト連邦やその他の若干の社会主義国の最近のやり方をみると、合衆国やその他の工業資本主義国から、これらの国をエネルギー浪費と資本浪費に追いやったその生産技術をそのまま導入しようとする不思議な傾向が伺われる。つまり、フィアット車がモスクワで生産されるときには、その車がローマで使ったと同じだけの大量のガソリンを使い、大量の汚染を排出することが予想されるのである。そしてアメリカで浪費と環境破壊の促進にエネルギーを役立てているような石油コンビナートが、ロシア、ポーランド、または中国によつてさえも輸入されるときにも、それは新しいこれらの場所でも必ずや同じ害をまきちらすだろう。

もちろんわれわれは皆、資本主義社会にしる、社会主義社会にしる、彼等の経済制度の根源を問うようなことに、彼等が寛容であろう筈のないことも

知っている。環境危機といい、エネルギー危機といい、それらすべてが結びつけられているあらゆる困難な錯綜した社会問題は、今こそこのタブーを打ちやぶるべき時だとの、いわば一つの緊急信号なのである。私企業こそは、われわれの資源や自然界と調和を保ちながら生きていく、実に、最も有効な道だと確信している人々は、その制度のもつ重大な欠陥をなおしていく、いくつもの方法が、その制度の中にあるという自分たちの主張を貫き、困まり抜いている市民にそのことを確信づける、またとない機会に、現在おかれているのである。また、われわれの生産的経済事業を社会的に方向ずけていこうとする道を現在の状況のなかに見出そうとする人々にとっても、その主張を証明するための重要な挑戦の機会が、等しく与えられているのである。もしわれわれがエネルギーの生産と使用に関する基本的ないくつかの事実に留意するなら、この悲劇的でバカげた事態から抜け出す一つの合理的な道の発見に着手することができる。

先づ第一に、いまやわれわれは、人類の福祉向上のためではなく、意義ある労働をもつと安くて扱いやすいエネルギー代替物で置きかえるために、費いやしてきたムダなエネルギーの多くを、生産過程からいつでも搾り出すことのできることを知っている。生活水準のさしたる減少をみることもなく、この方法によつて、合衆国のエネルギー予算は、約三分の一に軽減されるだろう、と多くの研究が指摘している。このようにして節約されたすべてのエネルギー単位が、環境へのインパクトをゼロにするまで減らされ、そして増殖炉や核融合炉のようなあやふやで危険な動力技術への早まった冒険に迫られるのを救うことができる。

その代りに、われわれは太陽エネルギーに向きを変えることができる。それは現在のエネルギー制度を不具にするような欠陥は何一つもっていない。石油、ガス、石炭、ウラニウムとちがつて、太陽エネルギーは再利用でき、めんどろな環境への影響も考えられない。再利用できない資源は、利用が高まるにつれますますます入手困難となつてコストも高がつくが、それとはちがつ

て、太陽熱の利用はいつでも拡大できしかも有用性を失わない。ある太陽光線をとらえても、他の光線をとらえる妨げとは決してならない。太陽エネルギーのみが、現在のエネルギー制度のいつその発展をマヒさせるような資本の圧力をハネのけることができる。最後に、太陽エネルギーは、どのように異つたスケールの経済機構にもうまく適応できる。通常の発電所は、現在たいてい10億ドルちかい投資を必要とする。これとは対照的に、多くの太陽集熱装置は、家庭用から全都市を対象とするものまで、どんな大きさにも適合できるように組みたてられる。

太陽エネルギーは実用的でないとか、あまりにも高くつくとか、将来の技術領域に属するものだとかの神話は、国立科学財団(National Science Foundation)のために行われた最近の一連の分析で容易に一掃されてしまった。たとえば、簡単に組立てられた太陽熱システムを国民の住宅にとりつけてみたプロジェクトでは、合衆国のエネルギー予算を12から15%も容易に引き下げることができる。これは10年から12年におよぶ燃料節約の埋め合わせをすることのできる費用である。

このように、われわれはいま十字路に立っている。一つの道には、労働から最大限の利潤を引き出すためにエネルギーを浪費しているところの生産企業が化石燃料を引きつづき消費すること、また、引きつづき環境を汚染すること、そして油の量が減るにつれ石油争奪戦がエスカレートし、それが必然的に軍事的冒険への抑えがたい誘惑に発展することが横たわっている。この道をえらべば、発電単位の大きさは次第に膨張し、現在の10億ドル規模をさらに超えるので、巨大な富の蓄積が動力生産の主要な必須要件となつてくる。合衆国のような国では、これはわれわれのエネルギーシステムが次第に少数の巨大にして富める会社の支配下に転落していくことを意味する。世界的には一般に、それは富める、力のある国には好都合であろうが、発展しようと苦斗している小さな、貧しい国々には不利だろう。

遂に、この道の果てには、化石燃料がつきはて、原子炉がエネルギーシス

テムを支配しはじめると、プルトニウムをつくり出す経済は、動力生産を核兵器の暴力に直結させ、テロリストによる盗難の脅威 — それが実際に起るまいが — は、軍隊の“護衛”制度確立への口実として利用されるのである。すでに最近の原子力エネルギー委員会（AEC）への報告は、原子力エネルギーシステムの稼働という名目で、国内スパイ組織とその他あらゆるファシズムの礼服を身につけた精緻な軍事的保護によつて、発電所を守ることを要求している。

もう一つの道はエネルギー保存と太陽に依存する方向である。熱したり冷やしたりするために現行の太陽エネルギー獲得の方法を完全に利用すれば、化石燃料の必要量の15～20%を取り除くことができるだろう。この方法を、結果として生ずる物資・サービスに損失を与えずにエネルギーを保存する実行可能な方策と併用すれば、おそらく10年以内に、在来の資源からとる現在のエネルギー需要の約2分の1は、国のエネルギー予算から削減されることができよう。つまり、気のきいた計画をたてることが、ほとんどの現存原子炉の運転を次第に停止させることを容易にする第一歩なのである。

一方、これまで原子力発電の開発にふり向けられてきた費用に比べれば、全くつつましやかなものでしかない調査・開発の努力をやりさえすれば、電気をつくり出すのに必要な太陽電池の生産技術は実用化に還元されることができよう。（最近の政府報告によると、あるプログラムは1990年までに、経済的な太陽熱による発電所を10万カ所の都市に設置できるとしている。）太陽熱発電の単位は、そのサイズについては十分融通がきくので、それらは社会的に望ましいと思われるどんな大きさの企業にも、またどんな集中度にも適用されることができよう。こうした変化は小さな段階から徐々にステップをふんで起るだろう。そうすれば在来の発電所をつくるのに必要な巨大な資本蓄積をしなくてもすむことになる。この方法で、一国の動力システムはその国固有の要求にこたえられるようにつくられることができる。つまり現在われわれがしばしばでくわしている情況、即ち動力源の巨

大な規模と集中化の存在によつて生産されるものが一方的にさしずされるような状況を逆にひっくりかえすことができるのである。そうならばエネルギーは、ニードの創造というよりはむしろ社会的ニードにより、いつそう容易にこたえることができるのである。

そして遂に、太陽エネルギーや、地熱のようなその他の代替源を広範に利用することを通して、エネルギーシステムが核兵器から分離され、軍事支配の死の手から解放されることができるのである。

× × ×

さて、これら代替物が国際関係に与える意味を考えてみよう。もし先進工業国が在来の道にしたがつていくなら、発展途上国に有益なエネルギー技術を提供することはほとんどできないだろう。これらの国々は資本はないが、自然の産物と労働力にとみ、強度な太陽光線に常に恵まれている。これに反し、かりに先進工業国が人工的に製造したものよりも、天然の材料 — 光合成を通して太陽熱から合成されたもの — の利用を強調する新しい生産技術を開発し太陽エネルギーのための技術を開発するとなれば、自国の経済発展に苦闘している貧しい国々に真の援助を提供することができるだろう。これが、発展途上国をして農業と工業の生産をともに高めさせ、自発的に受胎制限を行うレベルにまで生活水準を高めさせる真の援助の本質なのである。

もしわれわれがこの道をとるとすれば、工業化された国と発展途上国とのニードを調和させ、天然資源を生産する国と利用する国の対立関係の創造をますます高めていくような傾向に終止符をうつ新しい道を見つけ出すことができるのである。たとえば、健全な環境とエネルギーのために、工業化された国が、綿花のような天然物の代用品である合成品の生産を切りつめるとすれば、発展途上国の天然物からつくられる産物によつて、工業国のニードは、幾分かはみたされることもできよう。このようにして、マレーシアは、たとえば、天然ゴムではなく、タイヤを工業国に供給したいかもしれない。イン

ドは棉花でなく、織物に仕上ったもの、つまり衣料をさえ供給したがっているかもしれない。西アフリカはヤシ油でなく石ケンを世界に供給したがっているかもしれない。

エネルギー危機で作り出された、おそらく、最もさし迫った脅威というものは、破局的な世界的ひろがりをもつ経済的崩壊がますますひどくなっていくということである。国際貿易と通貨関係は既にその重圧を感じているし、エネルギー価格の急上昇のインパクトは、富める国においても発展途上国においても、何れもその工業生産と農業生産を崩壊させはじめた。ここでも、また、エネルギーの生産と使用にたいする合理的なアプローチが、世界の経済関係の安定をとりもどす一つの鍵となる。世界経済の安定なしでは、いかなる国といえども自国の国民のニードにこたえることはできない。

世界の生態学的生き残りのために、もしわれわれが工業国の経済も発展途上国の経済もともにその大がかりな再建を企てるとするならば、われわれは、何れの側にも徹底した政治的変革を企てる問題に、同様に直面させられることは明かである。このように、もしわれわれアメリカ人が、エネルギー生産の資本集中形態のみならず、大規模な軍事活動に熱中することを断念しないかぎりには合衆国が巨大な資本資源を見つけ出して、これを、生態的に健全な線にそつて、工業や農業の必要な再建にあてることなどとても考えられない。

しかしそういう道程は、ただ単に戦争の経済的動機を崩壊させるだけでなく、— 最終的には最も危険な近代戦争の手段たる核兵器を世界からとりのぞく絶好の根拠をわれわれに与えるだろう。この新しいコースは原子炉が拡がることを抑え、また、それによつて、核兵器の急増を中止させることができるだろう。そしてまた既存の原子力発電所をして、自ら貯えている気狂いじみた自殺的武器の廃棄へとすすませるだろう。

× × ×

ここで書いてきたことはすべて、未来の青写真として記されたのではない

し、世界の諸悪をとりのぞく万能薬としてえがかれたのでもない。こんな簡単な言葉で述べられた、この見とり図は、環境上およびエネルギー上の健全さと平和への道に横たわる数多くの困難な障害を考慮に入れていないことを、私はよく知っている。むしろ、これらの見解は、エネルギーがわれわれの将来を決定するうえで果たす重大な役割 — よしにつけ悪しきにつけ — を、デモンストレートするためののみデザインされた一種の課題としてもち出されたものである。つまり、もしわれわれが、エネルギーの非合理的な生産と使用が、民主主義と平和を達成するための致命的な障害物になっていることを理解しないならば、合衆国のような工業化された国においても、世界全体としても、デモクラシーと平和を育てる合理的な生産体制あるいは経済的・社会的組織を発展させたいと願うことはできない、と私は信じ、それをこの小論で述べたのである。

エネルギー危機は世界の最も危険な政治問題となってきた。というのは、国家間の生存競争の野ばんさ、現存の経済制度に内在する基本的な欠陥、戦争の悲劇的な不條理、といったものをエネルギー危機がオープンにあからさまにしているからである。その危機はわれわれがなごらく避けてきた選択をいやが応でも今させようと迫っている。もしも生態学的な健全さが、電力消費や合成物質ならびにすぐダメになるようなガラクタの生産の大幅な削減を要求するとすれば、それに必要なコントロールは社会のどこに設定されるのだろうか？もし国家が生態学的な根拠からそれぞれ他国の国産品にますます依存するようにならねばならないとすれば、われわれはいつたいどのようになれば国際的搾取がもたらす旧来の諸悪を避けることができるのだろうか？

エネルギー危機の教訓とはこれである、すなわち、われわれの生息地である地球に生き残るためには、われわれは地球の生態学的命令を守って生きねばならない。そしてもしわれわれがこの生態学的英知のコースをとるとすれば、私的利益のためではなく一般の人々のためになることに信をおく英知を、

人が他者に搾取されることがなく、すべての人々の平等に信をおく英知を、大地や人民を破壊し世界を破局に導こうとする兵器にではなく、世界のどこにおいても分かちもつことのできる願い — 環境と調和をたもち、世界に生きる人々のあいだに平和を招来させたいという願いに信をおく英知を、われわれは受け入れねばならない。

(The Center Magazine March / April 1975)

© 1975 The Fund for the Republic, Inc. =原著者特約=

(3) 原発保険に関する一問一答

Friends of the Earth (USA)

産業界が主張するように、原子力発電所が安全であるならば、なぜ全面的に保険がかけられていないのだろうか。これが何年にもわたり、原発を批判する人々によって投げかけられてきた疑問である。原発推進派は、おおかた、この点を避けてきた。そこで「Not Man Apart」誌の編集長、ヒュー・ナッシュ氏は、こういったやっかいな疑問を、ここで紹介するように自問し、問題の全体像を明らかにする。

問 原子力産業はブライス・アンダーソン法に従って保険がかけられているのではないか？

答 原発の設備に関する事故の場合、原発設備製造者の責任に対しては、ブライス・アンダーソン法は保険を引き受けてはいない。それは単に、あらゆる責任から彼等を免除すると宣言するだけである。また、ひとつの事故あたり5億6,000万ドルを越える分についての原発を操業する電力会社の責任に対しても、保険を引き受けない。単に責任がないと宣言するだけである。

問 それにしても、ひとつの事故に対し5億6,000万ドルというのは、かなりの額の責任保険ではないか？

答 否。起りうる請求額と比べると、そうではない。1965年のAEC（原子力委員会）の研究（ちなみにこの機関は、情報の自由に関する法律＝Freedom of Information Act＝によって起訴すると威嚇されるまで、それを隠していた）は、こう指摘している。もしひとつの重大事故が

起これば、即死者 45,000 人、負傷者 100,000 人（彼等の様々の形の放射線被曝は、緩慢な死をもたらす）、そして（1965年のドルで）170億ドルの物的損害がもたらされる。この14万5,000の死傷者の全体を、いったい何が償いうるのか誰にもわからない。しかし5億6,000万ドルというのが170億ドルの物的損害に適用するものだとすると、実に、損害の1ドル1ドルについて3.3パーセントしか補償しないことになる。つまり1ドルの損害に対し3セントしか請求者は手にすることができない。

問 それにしても、5億6,000万ドルというのは、原子力産業に対して保険業界が、非常に信頼をおいていることを示してはいないだろうか？

答 保険会社が共同で保険をかけているのは、わずか1億2,500万ドルである。これは、物的損害だけで170億ドル（1965年のドルで）というのだから、その額の0.65パーセントにもならない。

問 5億6,000万ドルの残りの分は誰がその金を提供するのだろうか？

答 何を隠そう、あなたである。細かく言えば、残りの4億5,000万ドルは、アメリカ政府、すなわち納税者が払うことになる。5億6,000万ドル全部の中の8割を負担している一般の人々の中には、事故の被害者自身も含まれているのである。すなわち、死者、負傷者、物的損害を被った人々もその中に含まれている。

問 原子力発電所を持つ電力会社に対し、安全操業の実績があるという理由によって、保険料の払い戻しが行なわれているが、このことをみても、我々は安心できるのではないか？

答 あなたがとかく安心してしまいがちな人でないなら、そうはいかない。払い戻し金は、どんな意味においても、ブライス・アンダーソン法の規定が保険を意味しないという結論を強めているにすぎないのである。保険金の支払いの請求をしなかったとって、保険会社から払い戻し金をもらったなどという話があるだろうか？あるいは起こりうる損害の3パーセント

ほどしか払ってくれない保険を勧誘に来る会社がどこにあるか？

問 ともかく電力会社は「一度も」保険金支払いの請求はしていない。これはつまり、集められた保険料総額から見て、保険統計上、保険料支払い額が多過ぎたという判断から、払い戻しが行なわれたと見てよいのではないか？

答 保険統計上の根拠としては何の価値もない。原子力産業は、たった一度の重大事故もなく、200年そこそこ（原子炉の延べ操業年数：訳者注）原子炉を操業していると自慢している。そしてそのことは、たとえ伏兵がいなくても、どの程度のリスクなのか判断したり、妥当な掛け金を決定したりするには、全くもって不十分で非現実的な根拠と言わねばならない。

問 200原子炉年といえば、たいしたもののように聞こえる。それをなぜ「全く不十分な」と言うのか？ また伏兵とは何か？

答 200原子炉年とは、1,000の原子炉による73日の操業に等しい。この1,000という数はAECが今世紀末までに展開させたいとしている数である。1999年の原子力産業によるたった73日の操業に等しい延べ実績は、保険統計上の計算を行う根拠としては全く不十分である。

問 あなたの言った伏兵とはどういうことか？

答 ほんの数例を挙げると、(1)現在操業している全ての原子力発電所は、実際はいろんな種類の設計なので、ひとつの発電所の安全記録は他の発電所の安全記録を少しも、あるいは、何も保証するものではない。(2)原子炉年数のほとんどは、2～3の古い、小型で、危険性の最も少ない発電所によって記録されたものである。(3)規模と設計において、現在使われようとしている1,000メガワットあるいはそれ以上の発電所に匹敵する発電所によって記録された実績時間は、ほとんどないに等しい。(4)発電所を停止させねばならぬほど重大な「異常事件」が何千となく起きており、あるAECの安全問題専門家によると、惨事はよき管理によってというより幸運に

よって避けられてきたという。ほかにもあるが、これらの伏兵だけでも保険計理士をまっ背にさせるに充分である。

問 あなたの主張するようにブライス・アンダーソン法がそんな少ししか保護を与えないとしたら、議会の可決をあなたはどう説明するのか？

答 ブライス・アンダーソン法は非常に多くの保護を与えているが、間違っただけでなく人々にそれを与えている。それは、作為あるいは不作為の過失によって事故をひき起こすかもしれない人々、すなわち原発の製作者や操業者に、實際上完全な保護を与えている。いっぽう、起るかもしれない事故の犠牲者たちの保護は、AECの研究が可能性があると認めた損害額のほんのひとかけらに、恣意的に制限されている。

問 しかし疑問は残る。なぜ議会はブライス・アンダーソン法を可決したのか？

答 初めから議会は、「協力してやろう」調の上下両院原子力合同委員会（Joint Committee on Atomic Energy）に頼っていた。このJCAEは、しばしば、それ自身の判断よりは、その監督する機関、原子力委員会の勧告に従っていた。そして、びっくりするほどまでに、AECは規制の対象である産業界からの情報に頼り、その助言を仰いでいた。JCAEの言うとおりに議会在がブライス・アンダーソン法を可決したといっても、けっして過言ではない。

問 それでは、なぜ合同委員会はブライス・アンダーソン法の可決を勧告したのか？

答 ブライス・アンダーソン法のたぐいの何かがあれば、アメリカに原発産業はありえなかつただろう。もし保険会社に参加する意志があつたとしても、どんなかすかな事故であれ、ひとつの事故が起つて、数十億ドルの請求がくる可能性があるのでは、保険会社はとんでもない掛け金を要求してくるだろうから、ほんとうの意味の保険計画は不可能であつた。と同時に、保険、あるいは数十億ドルの請求の責任をとらされないような、それ

にかわる保証の形がなかったなら、電力会社は「原子力化に踏み切る」ことはなかっただろう。

問 まだ原子力産業は存在しなかったとしたら、ブライス・アンダーソン法の可決への圧力はどこから来たのか？

答 AECや国防省に対する原子炉およびその施設の供給者であるウェestingハウス、ゼネラル・エレクトリックその他の中に、初期の原子力産業が存在した。そして彼等は広大な民間需要を期待していた。電力会社はおわかりかもしれないが、ブライス・アンダーソン支持の院外団ではなかった。事実、彼等はわざとぐずぐず引き延した。彼等のやる気の無さを乗り越えるために、AEC議長ストラウスは「適度にずるい」おどしをやらねばならなかった。ストラウス議長は、もし足並みを揃えないのなら、政府は自前で原発を建設し、電力の販売において私企業と競争せざるをえなくなるだろうと、警告した。電力会社は、「核体制」(Nuclear Establishment)において重要な役割をはたしてはいるが、いつもそうだったわけではない。

問 初期の原子力産業は、その未来の取引先である電力会社のノロノロ戦術にもかかわらずブライス・アンダーソン法を通過させるほどの力があつたのか？

答 議会、行政部そして一般市民は当時、こう証明したいと強く願っていた。広島、長崎にアメリカが悲惨な爆発をもたらした。その原子エネルギーが、人類への恩恵となりえることを。当時の政治的風潮は、「平和的原子力」を実用化させるような何かの可決に好都合だった。ブライス・アンダーソン法に対する責めは、非常に多くの人々が共に負わなければならない。

問 それはずいぶん前の話で、今までに再検討するための時間はずいぶんあつた。あなたのおっしゃるようにブライス・アンダーソン法がひどいのなら、なぜ今まで廃止されなかったのか？

答 確かに十分な時間はあつた。しかし再検討はいくらもなされなかった。

議員はやっぱり専門家に頼り、その専門家のほとんどが「核体制」の構成員であり、また彼等は、すごい利益を保証された数十億ドル規模の産業になったものの味方であるか、雇われているかだった。しかし、廃止だけが出口ではない。ブライス・アンダーソン法は10年の期限を切って立法化された。したがって、期限切れ以前にそれを延長する法律を議会が通過させるのにもし失敗すれば、自動的に無効になる。

問 では、ブライス・アンダーソン法は既に少なくとも1回は延長されたに違いないが、そうなのか？

答 そうだ。60年代に延長された。議会は既にさしあたり期限切れとなる1977年を越えて再び延長することを議決している。しかしフォード大統領はその延長に対し拒否権を行使した。なぜなら、もし議会が、将来の原子炉の安全性に関する研究の結果によって打撃をうけるようなことがあれば、延長は無効になるという規定を、反原発感情が次第に増大するに従って、議会は定めたからである。

問 1977年まで無効になるはずのないこの法律を、なぜ、この前の議会は1974年にブライス・アンダーソン法の延長を議決したのか。

答 電力会社が前もって計画を立てるには多くの準備期間が必要だというのが、公式の説明である。しかし推進派が説明していないことは、もし彼等が言うように原発が安全ならばブライス・アンダーソン法が延長される、されないというような、そんな大きな違いを何故に電力会社にさせるのかということである。電力会社が自信ありそうに見せかけている原発の安全性に自信などもっていないのだから、ブライス・アンダーソン法は電力会社にとって非常に重要なものにちがいないと、批難的な人は考えている。ついでながらブライス・アンダーソン法は、けっして永続的なものではない。だからまず立法化され、その後10年の期限を切って延長されている。ブライス・アンダーソン法は、この産業が自分の足でたち、他の産業と同様に保険の公開市場において、その代りに責任を引きうける保険を買える

ようになるまで、その産業を乗り切らせるための、一時しのぎの便法となるようにというのがこの法律だ。

問 原発の安全性に関する研究にあなたは触れたが、それは出版されたことがあるか？

答 ある。それはふつう、ラスムッセン・レポートと呼ばれている。あなたの次の質問を先取りするならば、このレポートは「核体制」がそれに言うてほしいと思っていることを言っている。つまり、原子力発電所における惨事の可能性は、無視できるほど小さいと。

問 ラスムッセン・レポートは人の意見を変えたか？

答 浮動票はいくつか獲得したかもしれない。しかしそのレポートは信頼性に問題がある。たとえば、そのレポートは、考える全てのリスクに対して原子炉の運転者の保険を、保険会社をして引き受けせしめたようにみえない。ラスムッセン・レポートの主張するように原子炉が安全なら、保険会社は原子炉の保険を全て引き受けようと、一列に勢ぞろいすることだろう。ポール・エリックがいみじくも言ったように、コンクリートの飛行機の空中衝突に対して保険を引き受けるようなものだ。飛行機は決して飛ばないし、運転者は掛け金を払い、保険会社は大もうけをすることだろう。

問 信頼性の問題点をいくつか挙げよ。

答 ラスムッセン研究はA E Cが後援し、資金を提供している。A E Cは第三者とはけっして言えない。研究班の何人かは、実際A E Cに雇われていた。こういう状況では、まさにA E Cが言うてほしいことを言っているレポートは、どうもいいかげんなものだと見做されても仕方がない。そのうえ、専門家たちはその研究班の方法論のいくつかに、重大な疑問を投げかけた。

問 方法に関する疑問点の一例を挙げてくれませんか。

答 多分最も重要な点は、その研究がフォールト・トゥリー (fault-tree

：樹木状失敗表）解析法にひどく頼っていることである。もとNASAの信頼度分析の専門家だったウィリアム・ブライアンはこう言っている。フォールト・トゥリー手法は、ふたつの比較できるシステムの「相対的な」信頼度を測定する時にのみ有効である。それはいずれのシステムについてもその「絶対的な」信頼度に関して何も明らかにするものではない。たとえば、フォールト・トゥリー解析法は、Aという方法がBという方法よりも信頼できるということを、非常にはっきり示すだろう。それは有益な情報ではある。しかし、どちらの方法が、あなたの目的にたいして十分に信頼できるか、は明らかにはしてくれない。どちらの方法も十分に信頼できるかもしれない。（その場合、Aのほうが比較的すぐれていても、Bのほうが安上りでそちらをあなたは選ぶかもしれない。）Aは十分に信頼できるが、Bは不十分かもしれない。あるいは、どちらも、あなたの目的にかなうには、あまりに信頼できないかもしれない。フォールト・トゥリー解析法の妥当性は、最後にはあなたが判断しなければならない。ラスムッセン研究は不適当なフォールト・トゥリー解析法を用いて、（相対的というよりむしろ）絶対的な原発の信頼性の評価に到達しようとした。

問 それは重大な誤差をもたらすそうか？

答 明らかにそうだ。ブライアン氏はこう指摘している。絶対的な信頼性を評価するために不適切にもフォールト・トゥリー解析法が用いられる場合、恣意がその結果を歪めてしまうことは十分にありそうなことだ。そういった解析法は、たったひとつのナットやボルトに至るまで、その方法のあらゆる部分にわたってそれぞれの失敗の率をみつもって決定する。（おそらく無意識であるにせよ）一貫して楽観的な先入観が、方法全体の信頼性に関して、ひどく楽観的すぎる結論をもたらすかもしれない。ふたつの方法を比較するために、フォールト・トゥリー解析法が用いられる場合にもやはり、一貫した先入観は存在するかもしれない。しかし、その場合、両方の方法の信頼性のみつもりに平等に、影響するから、そのふたつの方法の

相対的なメリットについての結論を、無効にするものではない。

問 もうひとつだけ質問させていただけるとすると、何を質問したらよいとお思いですか？

答 恣意的な結論に導くためにフォールト・トゥリー解析法が細心の注意をはらって巧みにごまかしうるかどうかを、なぜ質問しないのですか。

問 フォールト・トゥリー解析法は、望みどおりの結論をひき出すために、ごまかすことができるのか？

答 それはいい質問だ。フォールト・トゥリー解析法は、好都合な答えをもたらすように誤った使い方をされうるし、またしばしばされてきたと、ブライアン氏は言っている。最初の答えが不都合なら、誤りの確率を1から10までもうすこし楽観的に評価しさえすればよい。もしそれでうまくごまかせないなら、必要なだけ何回も失敗率の評価を訂正すればよい。このごまかしが、うまくゆく理由は、(1)ふつう、誰もその結果やそれがどうやって得られたかを聞いたりしない。(2)失敗率の決定は厳密には科学ではない。最後の推測も最初の推測と同じく守勢的なものであるだろう——のふたつ。事実、おそらくたいいの場合、その取り扱いが正しいと、取扱者は自分を納得させることに成功するだろうし、また、期待されたものに非常に近い答えが得られたということは、潔白で公平な人物に時折訪れる、思いがけない喜ばしい出来事のひとつだと自分を納得させるだろう。いやみは別として、このような取り扱いと故意の結果の歪曲とが同等だとする必要はない。ほとんどの人の場合、かくあってほしいとの恣意的な力は、自己欺瞞の力と似たりよったりなのである。

あ と が き

この一連の問答は、どちらかという限定された、非専門的なことに集中している。原発での重大事故はそもそも起りえないという完全な保証があったとしても、やはり原発に反対する多くの人々は反対しつづけるだろうこと

を、ついでにつけ加えねばならない。その理由のいくつかは次のとおり。

発電所だけでなく、明らかに、再処理工場や照射済み燃料集合体、あるいは廃棄物の輸送など、核燃料サイクルの全体にわたって、非常な危険が存在する。

原子力施設は戦争（あるいは国際的脅迫）の際の、当然考えられる目標である。

原子力産業は、非常に多くの地点で、ハイジャックや破壊行為の対象になりやすい。

操業中の原子力産業においては、非常に大量のプルトニウムが常に出回っていることになるだろう。これは非常に有毒で、数キロあれば手造りの原爆を作るに十分だ。原爆製造に関してある程度能力のある技術者が知らねばならないことは全て、公開された出版物の中に見出すことができる。

たとえばワシントン州ハンフォードにおけるような、危険な核廃棄物のさしあたりの貯蔵所のことになると、AECはいい加減な記録しかもっていない。

何十年も考え続けてきたのに、高レベルの放射性廃棄物の恒久的な処理の問題に、AECは未だ解決策を持ちえていない。どうしてもならないことを、いくつかの提案が示している。いわく、宇宙へ打ち上げてしまえ、大陸移動の前方の端の下へ埋め込め、南極の万年氷の中へ自然に氷を溶かして埋没してゆくに任せよ。現在のところ、そのうち恒久的な処理の問題もなんとかすることができるだろうというので、100年かそこらのさしあたりの廃棄物の仮の貯蔵に力点が移されている。解毒剤がそのうち発見されるだろうというので、致命的だがゆっくりとしか作用しない毒をある人が飲むとしたら、彼は正気の沙汰ではないとあなたは思うだろう。そうではないか。

* * * *

このパンフレットは、フレンズ・オブ・アースのヒュー・ナッシュによって作製された。

フレンズ・オブ・アースは同名の志を同じくするグループを海外13ヶ国に持つ、23,000名の組織である。地球の保護、復元、そして理にかなった利用をめざすわれわれの計画に多くの人々の支持をお願いする。

(4) 太陽発電：しかし太陽（開発）は覆われている

太陽エネルギーがわが国のエネルギー問題の即座の解決とならないのはなぜか？こう問われれば、石油会社の支配人なら皆、また政府の役人ならそのほとんどがこう答えるだろう。安価で無公害、放射能もなく継続的に使える太陽エネルギーの大規模な開発は、まだ何十年も先のことである、と。

住宅用の太陽熱冷暖房にせよ、太陽「農場」あるいは人工衛星を利用した、より集中的なエネルギー生産にせよ、連邦政府の太陽エネルギー調査研究予算の額が政府自らの予言を実現させるものである。

フォード政権は、76年度予算で、原子力に当てた額のほぼ10分の1しか太陽エネルギー調査研究に割り当てておらず、利潤の大きい有限な化石燃料・核燃料の開発に集中することにより、エネルギー業界に追従しているのである。さらに悪いことは、太陽エネルギーの研究開発資金は主に冷暖房に向けられているが、冷暖房は近々実用化できるとは言え、長期的に原子力や他の発電方式にかわるものとはならないのである。

太陽熱冷暖房と太陽発電とを混同してはいけない。前者は太陽エネルギーの直接の変換により屋内を暖める（蒸発作用を通じて冷やす）ものであるのに対し、後者は光電池と呼ばれるシリコン被覆の薄板によって日光から直接変換したり、風車とか生物変換といった、より古くからある方法を用いたりする発電である。

太陽熱冷暖房が今すぐ利用できるとか、数年以内に従来の燃料の国内消費に影響を及ぼすとかいうことを主張する人はほとんどいない。しかし、連邦エネルギー局は1985年までに太陽熱冷暖房により1日当たり100万バレルの石油が節約できるであろうと見ている。太陽の家は、現在でも国内のほとんどの地域に建てたり、既存の建物にとりつけたりすることが可能であ

るが、1軒につき約3,000ドルの費用がかかるため、燃料費節約を通じて数年のうちにはその費用も埋め合わされるとはいえ、需要は限られている。

太陽発電になると問題はもつと複雑である。旧原子力委員会(AEC)の報告によると、多数の光電池を統合して大規模の発電システムをつくることは「技術的には1980年代前半までに準備は整い、1990年までには大量に利用できるはず」である。ところが、この報告をまとめた科学者団のうち、意見を異にする者たちは、政府が「光電池を日陰に追いやっている」と不平を訴えた。AECは、太陽発電が原子力の代替エネルギーとして実現可能であるため、故意に太陽発電を軽視していたのだろうか。政府と石油会社は、有限の燃料の高価格と企業利潤の発生を保証する現在の政策を続けるのだろうか。その答えがイエスであることをほのめかす有力な証拠がある。まさに驚くべきことは、特殊な利益団体が太陽発電を抑えるために力を注いでいるということである。

というのは、AECが太陽発電のバラ色の未来を予言していた一方で、その技術はすでにジェミニとアポロの両宇宙船上で実証済みだったのであり、科学者は「光電池技術」が今日経済的にも実用化できるようになる発見を行っていたのである。

全国科学者協会(National Science Foundation)は、光電池技術が価格競争力を持つに至るには、その費用が100倍から恐らく1,000倍ほど低くならなければならないだろうと述べている。もしも、1キロワットの太陽電池を1,000ドル以下で生産することができたら、燃料費はタダであるからその技術は価格競争力を持つであろう。

ところが、まだ石油会社に(試みがあつたにもかかわらず)乗っ取られていないわが国の太陽発電会社の手で、重要な現状打破がなされ、現在でも、企業がキロワット当たり350ドルという驚異的な低価格で太陽から電気を供給できるのである。あとは、買い手を見つけられればよいのである。先の

3月に「消費者太陽電力」(CSEP)という会社が南カリフォルニア・エジソン社(SCE)に対し、電力の販売を開始することを計画した。ところが、CSEPの工場に爆弾が仕掛けられたとか、地方警察署の不法手入れとかいった怪事件のあと、SCEが電気使用を打ち切り、ユニオン・カーバイド社が生産に欠かせない窒素の供給をやめたために、工場は閉鎖を余儀なくさせられた。この2つの企業が、ソーカル、エクソン、モービルといった企業と強い結びつきを持っていることに注目すると面白い。しかしCSEPは憶せず、同社の驚異的な技術を実証するため、SCEに1キロワットの電力を無償で供給することを申し出た。SCEはこの申し出を断ったが、このこともまた、石油を使う電力会社のカルテルが太陽エネルギーを恐れていることを示すものである。

このように、消費者太陽電力は、同社が必然的に危険をもたらす諸企業との闘いの第1ラウンドでは敗北したが、再起してくることは確かであろう。太陽発電の恐怖は根拠のないものではないからだ。CSEPの予言が適中するとすれば、利用されていない砂漠の土地が数千エーカーあればほぼ数年間でロサンゼルスのような都市の総電力需要をまかなうことができるだろう。さて、GEやウエスチングハウスが建設している原子力発電所だとか、石油会社が買い込んだ何千トンもの石炭使用権、そして業界が作り出す必要のある高価格だとかいったものに何が起こるか、これからの見ものである。石油会社や電力会社が神経をとがらせていることは疑うべくもないことだ。

(“ミート・ボイコット”を契機に発足した全米消費者会議の機関紙コモン・センス、1975年4月号)

II 食品添加物

(1) スウェーデンにおける食品添加物の追放運動

(注)

ビョルン・ジルベルグ博士

(Dr. Bjorn O. Gillberg)

原水禁大会に出席するため来日したスウェーデンの遺伝学者、ビョルン・ジルベルグ博士によると、人口八百万人の北欧の国スウェーデンにおいても、有害食品添加物の追放運動が、多くの国民の支持を得て、行われているとのこと。そこで、8月1日、有楽町の消費者センターでもたれた、博士と日本の消費者団体の人々との交流会の席で語られた博士の話、食品添加物の追放運動を紹介します。

○サンドウィッチ・スプレートに「亜硝酸塩含有」

遺伝学者である私は、環境問題に関心をもち、最初にとり上げた問題は、食品添加物の問題でした。研究室で昼食をとっていた時に、突如として問題が起こりました。サンドウィッチにぬるサンドウィッチ・スプレートが入っている容器に「亜硝酸塩含有」と書いてあり、驚きました。亜硝酸塩というのは、いつも研究室で突然変異を起こさせるために使っているものだったのです。また、胃に入るとニトロソアミンになって発ガン物質になるというシロモノです。

政府を信じ、食品医薬品局(FDA)は消費者を守ってくれるものと思っていた当時の私は、FDAにこの危険な化学物質を許可している理由を質問しました。FDAの毒物学の権威者から“そんなこと全然心配することはな

(注) (ジルベルグ博士=遺伝学者、32才、スウェーデン国立農科大学に在職中、食品公害を告発したことにより、研究費をストップされ、結果として大学を追われることになった。その後、自主的な研究、運動の場として環境センターをつくり、北欧における反公害、反原発の戦斗的な研究者、リーダーとして活躍中。)

い、あなたの胃袋には遺伝子はないから”と答えられ、それを契機に疑いをもち研究を始めました。10年前の当時のスウェーデンで使われていた食品添加物の数は180でした。(日本は現在334)そして、毒性テストも、遺伝の見地からのテストは1つも行われておらず、発ガン性のテストは一部だけでした。勿論相乗作用については皆無でした。国立のテスト機関は弱小で、今でも英米のテストに多く依存しています。

○役人に話しても埒があかないので、市民に訴える

毎日口にする食品に多量の食品添加物が入っており、消費者が危険に曝されていることに愕然としました。

そこで、何年間か私は法律を改正し、ある食品添加物を禁止するよう議会や政府にお百度を踏み働きかけましたが、何も改善されませんでした。役人に話しても埒があかないので、運動の仕方を切り換えました。一般市民にむかつて食品添加物の危険性を知らせ、世論が高まれば役人や政治家が動き始めるにちがいない。今まで動かなかつた者を動かすには消費者の力以外ないと感じたからです。

また、私と同じ政府の研究機関に働いていた科学者にこのことを話したところ、消費者が非常に奇妙な化学薬品に曝されているという事実は正しいと認めてくれましたが、消費者に話すことについては否定的でした。彼等の関心は、学業とかキャリアにあり、業界人や政治家と仲良くする事が重要で、敵をつくりたくないと考えている人が多いのです。私は非常に孤独な闘いになり、味方は一般市民しかいないと考えました。そして消費者とともに闘うために、1967年と68年にかけて、スウェーデンに限らず北欧の国々に講演旅行に出ました。また、食品添加物とか、遺伝的影響のある化学物質に関する一般向けの本を書いたり、テレビに出演したりしました。そしてついに、食品添加物に対する非常に強い世論を盛り上げる事に成功しました。その結果スウェーデンでの大衆運動も活発になってきました。食品添加物から始まって、それが一般的な環境保護の運動にまで発展していきました。この

ように成功した一つの理由は、スウェーデンのマスコミが消費者に語りかける手助けをしてくれたことです。

長い講演旅行と同時に消費者グループや環境グループが、スカンジナビア諸国を含めて何百とでき、環境センターも育ててきました。

○ノルウェーでの禁止に成功

斗いの例として、亜硝酸塩の例を話します。私は1968年から研究していた亜硝酸塩について、その使用を禁止するようFDAに要請しました。理由は、遺伝学的影響があること、胃に入り発ガン物質になるということで、ネズミを使つて発ガン性を証明しています。使用量は、製品1キログラム当たり200ミリグラムと制限しています。

この亜硝酸塩反対運動は、スウェーデンに先がけてノルウェーにおいて、1971年12月に禁止することに成功しました。私がテレビに一度だけ出て、亜硝酸塩の危険性を話しただけで“禁止せよ”という世論が高まり、政府の措置が速くとられました。ノルウェーの食品会社は、各地方地方の間屋さん、パン屋さんなどが地方分権的にやっているので、スウェーデンのように全国を牛耳る巨大食品企業が政府に圧力をかけ禁止を阻止するというような圧力はかけられないという国情の違いがあるからです。スウェーデンでもあとは時間の問題で、1～2年で亜硝酸塩は禁止されると思います。

○基本的食料に着色料の使用を禁止

その他の立法措置でも我々の運動のおかげで相当の改善が見られます。

1972年にできた食品に関する法律によると、(1)食品の内容物の表示、(2)新しい食品添加物の許可の際は、遺伝的影響を考慮する、の2点が義務づけられました。今年になりさらにこの法律が改正され多くの添加物が禁止されたり使用が制限され、現在許可されているものは150になりました。そして、今年の7月1日付で、基本的食料(パン・肉製品・魚肉製品・バター・マーマレードなど)には、着色料の使用が禁止になりました。着色料を使用して良いものは、甘いもの、ソフト・ドリンク関係です。

遅々とした歩みですが、改善の動きをみせています。

○的は“亜硝酸塩”と黄色4号・5号

現在の斗いの課題は、亜硝酸塩と黄色の着色料を禁止させることです。黄色の着色料はアメリカで、イエローNo.4, No.5と呼ばれているもので、ウブサラ大学付属病院でテストされています。この黄色の着色料を喘息の人に与えると、50%の人がアレルギー反応を起こし、アレルギー症の人に与えると、40%がアレルギー症状を呈します。しかも、極く少量で、高率の症状が現われるという研究結果がわかっています。

他に、この黄色の着色料についてサン・フランシスコのカイザー・パーマネンテ医療センターのフィンゴールド教授の研究もあります。それは、普通の子供に比べて非常に落ち着きのない(Hyperactive = 神経過敏症とでもいいたいまいしょうか)子供の病気があり、今は麻薬に類する薬で治療していますが、その子供たちに食餌療法で、着色料やその他の食品添加物を与えることを止めるとたちまち症状が消えるという研究結果です。スウェーデンのFDAは、この研究結果から、今年中に黄色の着色料の使用を禁止することを約束しています。

フィンゴールド教授のレポートは、「あなたの子供はなぜそんなに神経過敏なのでしょうか」(Why your child is so hyper-active?)という本に出ています。

○政府や企業のいやがらせ

1971年に研究費をストップされた私は、一旦アメリカに行きましたが、スウェーデンや他のスカンジナビア諸国の大勢の人たちから運動継続の要請があり、多額のカンパと支援を受けたので帰国し、それを基金にして環境センターをつくりました。ウブサラに事務所があり、現在常勤のスタッフが12人います。月刊紙“ジャーナル”を発行しており、全ての環境問題を網羅しています。また、フィンランドのヘルシンキに分室があります。

実際の活動は、環境センターが全てできる訳ではなく、地方の消費者グループや環境グループに情報を提供したり、講師・科学者を派遣したりして、運動の協力関係の要となっています。活動の独立をまもるため、政府や企業からの資金は一切受けておらず、市民からのカンパだけで運営しています。

我々の批判にあつた、いくつかの会社は破産したりして実害を受けていますし、政府は汚職で批判を受けています。例えば、会社を取締る立場にあるFDAの科学者が大食品会社のコンサルタントをしていたり役員になつて金をもらっていますが、我々の批判は彼等にとっては一番こわいのです。ですから我々は政府からも企業からも、うとまれることになり、いろんな意地悪をされます。例えば“ジャーナル”に対し長い間、付加価値税が17.65%も課せられてきました。発行部数何百万という大新聞には、付加価値税はかけられていないのです。しかし、3年間の闘いの結果、今年になつて議会で投票の結果付加価値税はやめさせることができました。

政府のいやがらせのもう一つは、我々の事務所の建物を買う時、その建物には担保がついていたのですが、その担保の預り機関である政府の銀行が、貸し付けを断ってきたことです。その為、他の銀行から資金を調達し建物を購入したという例があります。

このようにあの手この手で政府が妨害を加えてくることは、彼等が、我々を恐れている証拠であり、我々にとっては、むしろ元気づけられるほどです。

○市民の強い支持

我々の運動が、市民の強い支持を得ているというギャロップの世論調査(1974年)があります。それは政府関係の消費者機関を信ずるか、それとも我々によつて運営される消費者グループを信ずるかという調査をしたところ、我々の方を信ずるといふ人が60%であり、政府の機関=オムズマン(スウェーデン語で独得の言葉)を信ずるといふ人が40%でした。

このように、私たちの活動は、巨大な勢力になりつつあり、政府としても、私たちの要求を聴かすにはいられない状況になっています。

○どのような運動のすすめ方をしているか

二つの例を御紹介しましょう。

一つは、スウェーデンでよく使われている皮むきのジャガイモの例です。缶詰やプラスチック・パックに詰めて売られているジャガイモですがいつたん皮がむかれると、バクテリアが繁殖したり色が黒くなったり、臭いがついたり、非常に傷み易くなります。その為、亜硫酸（ SO_2 ）の水溶液で処理をすると、それが起こらなくなるのです。亜硫酸の水溶液の使用基準は、製品1Kg当り800mgまで使つてよい事になっています。この使用量は多すぎ、学童に食べさせると、世界保健機構（WHO）の安全基準を超えてしまいますし、このように多量に使用されると遺伝的影響を与える可能性が強いという生物実験も出ています。この事を消費者に知らせたところ反響が大きく、学童が学校で食べることを拒否し、また、軍人もキャンプで、一般市民はレストランでそのような物は食べないという運動が広がりました。その結果、ジャガイモ処理の大会社が2～3週間でつぶれました。今では、 SO_2 を使わないもの、使つても少量のもの、あるいはビタミンCで処理したものを売っています。

もう一つのは、過去に使われていた、コーヒーに入れる粉末状のクリームの例です。

これは本もののクリームではなく、ココナツ油が主原料で、白の着色料、乳化剤、安定剤などで出来ています。乳化剤は、溶けないココナツ油をコーヒーに溶かす作用があり、これは中性洗剤（界面活性剤）と同じ作用です。つまり、クリームの安定剤は溶けたココナツ油を溶けたままにしておくものですが、洗剤の安定剤も衣服から離れた汚染を安定させておく為のもので、コーヒークリームと洗剤とはよく似ています。

油脂としては品質の悪いココナツ油、そして、洗剤と類似の化学薬品でできたコーヒークリームはとても人間が食べるべきものではないのです。私は、テレビでそのコーヒークリームを使つて、自分のシャツを洗つて見せ、

いかに恐ろしい商品であるかを明らかにしました。

その結果、同品の売り上げは70%も落ち、ノルウェーとデンマークでは30%落ち、3つの会社のうち2つの会社は製造を中止し、損害額はアメリカドルで1千万ドルにのぼりました。

実害をこうむりかねない会社としては、経済的な損害を受けた時に、損害をこうむらせた側を訴えられるようにと“経済的なサボタージュ反対法”をつくらせようと必死になっております。そして、過去5回に亘ってこの法案が議会上に上提されましたが、数票差で勝つてこの法律はまだできておりません。(文責 K)

(2) 食品添加物とハイパーアクティブ (神経過敏症) 児童との関係

(Boston Globber 1975年9月12日)

ジョン・ストーウェル記者 AP

〔ワシントン〕 わが国には、行動に落ち着きがないため、学校ではみじめな劣等生となることの多い、神経過敏症の子どもがいるが、その半数は、子供たちが食べている食品から人工調味料や着色剤を取り除けば、うまく治療することができる、昨日、上院の委員会で発言された。

サンフランシスコのカイザー・パーマネンテ医療センターのアレルギー担当名誉チーフ、ベン・ファインゴールド博士は、神経過敏症児童が、食品添加物を抜いた食餌療法を始めたところ、治療の効果が数日で現われることもあった、と語っている。数百人の神経過敏症児童の治療に成功したと述べるファインゴールド博士は、健康に不調をきたした児童の数は「流行病的な数」に達しており、現在、合衆国では500万人を越えた児童が、冒されているようだ、とも述べている。

食品・医薬品局 (FDA) のアレクサンダー・M・シュミット局長は、同局でも神経過敏症 (正式には「行動過多症」 hyperkinesis) の問題を懸念しているが、この病気には様々の徴候があり、原因も多く考えられる、とりわけ心理社会的、環境的、栄養的な原因などが考えられる、と述べている。また、連邦各庁合同のタスクフォースが、現在ファインゴールド説を科学的に証明あるいは反証するための研究に取りかかっているそうだ。

上院の保健小委員会では、神経過敏症児童を持った親のグループが、子供たちが、人工的着色剤や調味料の入っていない食事に切り換えたところ「奇

跡的变化」をとげたことを発言し、中でも、マサチューセッツ州ドーバーから来た、ミナ・オティス夫人は、「食品添加物の危険性はすごいものです。私の知るある少年は、道路に寝転んで車がやって来るのを待っているなんてことを、しょつ中喜んでやっています」と語った。

多くの親の語るところによると、神経過敏症のわが子には、夜眠れない、注意力が長く続かない、自分の体を傷つける癖がある、何回も同じ失敗をして挫折している、などの症状があり、そのために薬が投与されたが、失敗に終わったそうである。ところが、子供がファインゴールド氏の唱える、添加物を抜く食餌療法を始めたら、何年間も治療に失敗していたのが、場合によっては数日間で症状がなくなることもあつたそうだ。

メリーランド州アコキークのデービッド・ハサウェイ少年が、同委員会委員長のエドワード・M・ケネディ上院議員（民主党、マサチューセッツ州選出）にむかつて発言したところによると、食餌療法を続ける前には、模型飛行機をつくるにも、自分の手がうまくコントロールできず、うまくつくれなかつたそうだが、「今では、組み立てもできるし、色も塗れる。」そうだ。

また、ニュージャージー州ブリジトンの高校2年生ジョン・ウドラフ君（16才）も、「学校の授業は退屈であきてしまうものですが、今では前よりも席についているのが楽になりました」とつけ加えた。

親のグループは、同委員会に、人工的な着色剤や調味料を添加していない食べ物や飲み物の包み紙には、マークかことばをつけるようにして、子供用の正しい食品の助成を、買い物を通じて行なえるようにすることを検討してほしいと要望した。

また、ファインゴールド氏は、学校側は神経過敏症児童の対策として薬品の使用量を増やすやり方を取り、却って子供たちを廃人にしてしまった、と同委員会でも述べた。そして、人工的調味料や着色剤は栄養面では何の価値もなく、純粹に装飾目的のために添加されているという。しかも、「こういった化学物質を私たちの食品から取り除いたところで、失われるものは何ひとつ

なからう」と彼は述べる。

アレルギー研究者によると、神経過敏症の患者の特別食から、添加物を取り除けば、その結果、数週間ときには数日間でききめが現われるという。ところが、その食餌療法を守らず、たとえばキャンデーとかガムだとかを食べたりすると、数時間以内に再発し、それが1日から4日間ほど続くそうだ。

シュミット博士は、神経過敏症の治療用として認められている薬品の使用には十分注意しなければならないし、しよせん薬品投与というものは対症療法にすぎず、症状の原因を取り除くことにはならない、と警告している。

ところで、食品・医薬品局は、ピッツバーグ大学のケイス・コナーズ博士に委託して、ファンゴールド説の初めての対照研究を行なっているところだ。ファンゴールド氏の語るところによれば、コナーズ博士の研究では、神経過敏症の児童15人を対象に、食品添加物が入った食べ物と、そうでない、合成化学物質の入っていない特別食とを、それぞれ食べさせたところ、「食餌療法が神経過敏症を抑制するということが、かなりの統計的な意味をもって実証された」という。しかし、シュミット氏は、調査した中で少数の児童については確定的な結論に到達することが困難だった、と言っている。

ケネディ上院議員は、コナーズ氏の研究についてこう語っている。「おそらく結論は出ていないだろう。しかし、この研究をちゃんと最後まで押し進めて、何10万という国民に希望を与えることができるかどうか、これは確かめておくべきことだと強く感じている。」

また、コミショナー局長は、ウィスコンシン大学で30人の神経過敏児童を扱っている、さらに意欲的な研究があるが、来年早々にはもつとよい情報が提供されるだろう、と述べている。

(3) キノホルム警告

IOCU (国際消費者機構)

キノホルムが、スモン病の原因であることは、ほぼ認められており、日本では自主的に生産、販売がストップされている。もっともメーカー側は、スモン病の原因とは認めようとしなくて、法廷で争いが続いているのだが、IOCU (国際消費者機構) の最近のレポートによれば、このキノホルムが世界各国で野放しになっており、使用説明書もブランドにより、あるいは売られる国により、バラバラであるという、ショッキングな事実が明らかにされている。以下、このレポートの訳文だが、文中「Clioquinol」(クリオキノール) とあるのはキノホルムのこと。日本では禁止されているが、厚生省は法律上禁止しておらず、業界が生産、輸出入、販売を自主規制している段階である。またCIBAというのは、スイスに本社のある多国籍企業で、現在はガイギー社と合併、「チバ・ガイギー社」となっている化学薬品会社で、文中にある「Entero-Vioform」(エンテロ=ヴィオフォルム) は、キノホルム下痢薬として世界のトップ・ブランドとなっており、日本にも子会社がある。(訳者注)

~~~~~ △ ~~~~~

「消費者レポートが、下痢薬の危険性を警告している。」

旅行者などが“処方箋なし”の下痢薬を自分勝手に服用すると、効果よりも害の方が大きい可能性がある、と本日(7月7日)発行の国際消費者レポートは警告している。

このレポートは「クリオキノール：効力と使用上の知識」といい、国際消費者機構 (IOCU) の要請に基いて、消費者問題研究所 (RICA) が行なった国際調査の結果を報告している。このレポートでは、ほとんどの国の

大半の使用者にとって、一緒につけられている説明書が不十分で、健康がおよびやかされるのを妨げない、ということが明らかにされている。

クリオキノールという薬品を含む、処方箋なしの旅行者用下痢剤は、1960年代の日本で体のマヒや視力障害が広く流行したことに、重要な要因として関係があった。

この薬は、日本とアメリカでは禁止され、フランス、オランダ、スカンジナビア、オーストラリアでは“処方箋のある場合のみ”許されているが、他の国々では自由に使われている。

これだけ広く使われているにもかかわらず、下痢に対してどれだけ効果があるかについて、この40年間、十分な実験は示されていない。実際問題、軽い下痢なら普通は2、3日で自然に直るし、もしもっと長びくなら、それは大変なことだから、医者へ行くのが普通である。

多くのブランド——中でもC I B Aのエンテロ=ヴィオフォルムが一番使われている——が、この薬を服用すれば下痢を防止できる、と使用者にすすめている。しかしレポートは、そんなことはない、と忠告している。

どうしても下痢薬を服用する必要があるのなら、昔からある民間薬として扱うべきで、危険を防ぐためには服用量を少なく、服用期間も短くしなければならぬとレポートは指摘している。

しかし使う人は、少量というのはどのくらいなのか、短期間というのはどのくらいなのか、ということはどうやって知ることができるだろうか。

レポートの著者は、クリオキノールの26種のブランドのものを、34ヶ国から83検体集めて、これらについての使用説明書を調べた。そして、この薬を使う人が、どのくらいの量を服用すべきか、どのくらいの期間服用すべきか、について大きな違いがあることが明らかになった。使用説明書の中身は、ブランドによって恐しく異っており、しかも許しがたいことには、同じブランドなのに売られる国によってもまったく違っていた。最大服用量は、1日400mgから1,500mgまでいろいろあり、服用期間も3日から2



8日までバラバラである。服用期間を“長引かせる”ことにまで言及した使用説明書も1つあった。

使う人がアレルギー体質だったり、腎臓や肝臓がよくない場合には服用しないように、と警告している説明書はいくつかあったが、他の大半はそうではない。

またいくつかの説明書は、膚がヒリヒリしたり、目に見える体の不調の徴候が現われたら、直ちに服用をやめて医者にご相談するよう警告しているが、そうした警告のないものがほとんどである。

C I B Aのエンテロ=ヴィオフォルムは、世界のブランド・リーダーだが、使用説明書には13の違った種類のものがあり、これが28カ国にばらまかれていた。

レポートは、国家の薬品関係機関が、クリオキノールがどのように売られるべきか、どのような使用説明書をつけるべきか、について改めて見直すよう訴えている。

クリオキノールを使いたいという人のために、またブランドがやたらに多いこともあって、レポートは次のように主張している。まず、すべてにクリオキノールとはっきり表示すること。1日最大服用量750mg(3錠)、3日以内とはっきり、わかりやすく制限の表示をすること。3日以上下痢が続いたり、膚がヒリヒリしたり視力をおかされたりした場合は、医者へ行くようにと、警告の表示をすること。医者にご相談することなく、他の薬と同時に服用しないよう、警告の表示をすること。

---

(注) このレポートの結論と訴えは、5月にジュネーブの世界保健委員会に出された次のような見解と、相補うものである。即ち「新薬の開発には、多くの投資が必要である。産業における研究努力、売り込み、価格決定において、期待される収益が第一に優先される決定要因である。ささいな体調変化の徴候に対するあまり重要でない薬の開発、売り込みは、発展途上国に住む数百万人の人々がかかっている重い病気をコントロールする重要な薬よりも、より多い収益があがるという理由で、優先権を得るであろう。全く同じ製品なのに異なったブランド名で売り込まれる多くの薬を含めて、売薬の数は増えている。また公衆衛生上ほとんど有益でない、あるいはまったく有益でないような効果の疑わしい製品も増えている。多くの国々が、このような薬の圧力のもとにあるのだ。

( IOCU NEWS RELEASE 1975. 6. 30 )

### III 立法提案

#### (1) 商品の保証

E. Patrick McGuire

周知のごとく、レモンはすっぱい味のするみかん類の果実（本当はイチゴ類であるが）で、主としてフロリダ州とカリフォルニア州で生産される。しかし、“レモン”には、消費者運動家たちが口を揃えて証言するように、どうしても使いものにならない欠陥消費財という意味がある。それは、果実のレモンのような後味を残し、そしてどこでも生産されうる。今日、消費者は、不正な製造業者が市民につかませるおかしな物のいくつかを彼ら自身に食べさせる最初の機会を掴むかもしれない。それは、別名「レモン法」として知られる。マグヌーソン＝モス(Magnuson-Moss)保証および連邦取引委員会改善法のためである。

昨日から、消費財生産者は製品保証の方針および慣行を変更し、保証についての情報を消費者に伝える方法について何らかの策を講じなければならない。

消費者運動家が見ても、企業が見ても、このマグヌーソン＝モス法は、最近数年間に成立した法案の中でも最も広範囲に消費者を保護するものの一つである。例えば、5ドル以上のいかなる消費財の生産者も、製品に対する保護には何がはいて、何がはらないかを今より遙かに明確にしなければならないとしている。主として生産者を保護するための、保証書を役所風のややこしく長い法律表現で飾るという慣行は禁止される。多くの保証書は、明らかに品質保証としてでなく、裁判所向けの文書として起草されてきたのである。

当法案によれば、企業は保証が「全面的」であるか「部分的」であるか明

示しなければならない。これによって、消費者が特別な限定付きの保証や抜け穴のある保証に用心深くなることが期待される。

マグヌーソン法は、必ずやそれ自身にとって不相応なほどの苦痛と論争とを経済界に引き起こすであろう。それは、当法のはっきりとした規定——そのうちの多くは、多くの生産者が保証問題を扱うやり方と真向から衝突する——のためばかりでなく、意図的に曖昧さを残した多くの含蓄ある部分のためである。

この保証法は、企業側の弁護士に言わせると、連邦取引委員会の「解釈」や、同委員会からの正式の取引規則の発表を必要とする条項だけである。生産者は7月5日より従わねばならないのだが、連邦取引委員会は今だに一つの規則も発表していないばかりか、規則についての公聴会すら計画していない。実際、1カ月前までは、連邦取引委は、マグヌーソン＝モス法を実効性のある法とするための解釈規則の研究と準備に3人の委員しか充てていなかった。

その結果、多くの生産者は保証書を2回以上書き改めたり修正しなくてはならないであろう。現在の保証書を撤回するだけでも困っている生産者があるのである。ある器械製造業者は100万枚にのぼる保証書を無効にしなければならぬと報告した。

一部の生産者、特に中小の生産者は、新しい得体の知れぬ規制に服さなければならぬということにやっと気付きはじめ、なぜこれほど大騒ぎをするのかと訝っている。騒動のはじまりは数年前に遡る。3つの大規模な研究と、多くの小調査が保証問題は消費者の不満の大きな原因の一つであることを確認した。

消費者問題局のバージニア・ノウアー女史によると、保証に関する苦情は「不人気」のベスト10にはいつている。

ノウアー女史は、生産者の保証を調査する任務を負った大統領筋の調査班を率いた。そして、この研究グループの勧告の多くがああ保証法の中に取り

入れられたのである。全米科学財団と全米消費者問題ビジネス・カウンシルの行なった別の研究も、保証問題の存在をつきとめ、前述の調査班と類似の対策を勧告した。

肝心な点は、調査班は商品を購入する前に消費者が保証についての情報を手にすることができるよう勧告したことである。つまり、売る時点で保証の情報は手にはいるようになっていなければならない。研究グループは、ほとんどの保証書に使われている不明瞭な言葉を非難し、そして多くの制限を発見した。例えば、予期せぬ責務を制限しようとする試み、暗黙の保証の打消し、次の購入者の権利への制限、特定関心事についての補償メカニズムがはっきりと定義されていないこと、などである。

ほとんどの消費者運動家と規則は、保証に関する情報は、売る時点で呈示されねばならないとする点で一致している。購入した後でなければ買い手が保証の条件を調べることはできない、ということであってはならない。しかし、実情は、セルフサービスや事前包装小売りの流行のため、多くの消費財の保証書は、消費者が購入して家庭に持ち帰り、説明書や詰め物の間から取り出すまで見られないのである。

買う気のある消費者が見やすいように、包装した上に直接保証に関する情報を載せる生産者も少数あるが、これは、包装紙とともに消費者が気付かずに保証書を捨ててしまうという欠点がある。

消費者運動家によると、製品保証の信頼のおける説明を売り子に求めても無駄だという。売り子は愛想よく「もちろん保証付きですとも」と言って片づけてしまうことがある。

新しい法律は、いわば教育責任を生産者に負わせているようである。すなわち、生産者は、保証に関する情報を入手しやすくし、更にもその情報を買い手に伝えるよう小売商を促す——可能なら要求する——ことを求められているのである。

今まで、保証書の多くは生産者の法律部門で作られた、という観を呈して

いた。あるものは、その複雑さと読む者の頭をくらくらさせる点とで、保険証券といふ勝負であった。現在では、法律によって保証書は「簡単ですぐに理解できる表現で、保証の条件を十分かつ明瞭に示さねばならない」とされている。現行の保証書を書き改めることには、必然的に法律家が密接な関係をもつから、この目的を達するにはある程度の苦勞がいるかもしれない。

皮肉にも、数年前に率先して保証書を短かく簡潔な表現に改めたいくつかの生産者は、今度は、この法律が通過成立する以前よりも文書を長く一そしてより複雑に——しなければならなくなるかもしれない。模範的な保証書をもっと目される、ワールプール（Whirlpool）社は、新しい立法の要求する情報を含めるために、新しい保証書は前のものより長くなると言っている。

しかし、意図的に保証書を短かく簡潔にしたワールプールやコーニング・グラス（Corning Glass）社その他は、明らかな少数派である。それより多くの会社が、やたらに長く、不必要に複雑な保証書を作ったかどて責を負わなければならない。

マグヌソン＝モス法が与える課題は、保証書を明確で簡潔な表現に改めることだけではない。それが「レモン法」と呼ばれるのは、「相当の」回数修理を試みても会社が直すことのできない製品については、会社は、それを取り替えるか、購入価格に等しい金額を返却するかしなければならないとの条項があるからである。何が「相当」であるかは、連邦取引委員会の判断に委ねられている。

かくして、少なくとも理論の上では、75年型「ベルチファイア」（自動車）がディーラーの修理努力にもかかわらずエンストを起こし続けるならば、自動車メーカーはそれを取り替えるか、代金を払い戻さねばならない。

生産者は、また、保証書に基づいた修理の頻度とコストの両方が大きく

なることを知るかもしれない。新しい法律によれば、全面的保証を与える保証者は、「消費財の修理をうける条件として、消費者に（保証書に基づく修理が必要なとき）その旨の通知以外のことを義務として課してはならない」のであり、例外は、その「条件」が妥当なものであることを明確に示すことのできる場合のみである。ここで、連邦取引委は、またしても何が「妥当」であるのかの裁定者となる。

前述の規定の実地の適用においては、修理のために18才の強壯な者にポータブルテレビをディーラーまで返すことを求めるのは「妥当」なこととされるが、同じ物を老人にディーラーまで持ってこさせるのは妥当でないと思われる、というふうになるかもしれない。このような吟味の必要な数多くのケースについて、何が「妥当」かを決定することで、既に人員不足の連邦取引委員会は、今後数年間手一杯の状態に置かれる公算が大きい。

(ニューヨーク・タイムズ 1975. 7. 6)

原題：「Taking the Lemons Out of the Warranty」,パトリック

・マックガイヤー氏は、企業調査団体である The Conference Board のプロジェクト・ディレクター。

## (2) 葬儀産業への挑戦

### イ. 全米葬儀問題対策協議会の活動

葬儀費と埋葬費まで含んだ「無過失」と騒がれている自動車保険関係諸法は、実のところ、単に「葬儀産業界のためのボロもうけ」にしか過ぎない。それでなくても死ぬのにも巨額の金がかかり過ぎるというのに、これでは更に一層の拍車をかけているみたいなもので、葬儀産業界への奨励金（ボーナス）みたいなものである。

現在、上・下両院とも、とてつもなく高い葬儀費を「無過失」自動車保険関係諸法に加えることを許している。すなわち、この自動車保険法が1,000ドル（1ドルは300円として30万円）近くの金額を葬儀費として認めていることは、交通事故の犠牲者に対して葬儀社が高い料金をふっかけることを奨励しているみたいな結果になるからである。

過去3年間、全米葬儀問題対策協議会（The Continental Association of Funeral and Memorial Society）とその傘下の130の非営利団体では、葬儀産業界が主張するような予算を「無過失」自動車保険法に組み入れられるのを阻止するために、各州レベルで努力をしてきている。カリフォルニア州などでは或る程度の成果が見られ、当初提案されていた1,500ドルの葬儀埋葬費が500ドルに削られた。マサチューセッツ州、ペンシルベニア州、その他の州では、最高1,500ドルどまりとすることになった。しかし、「最高……どまり」などと呼ぶこと自体がおかしなことである。と言うのも、葬儀費がある高嶺に達すれば、たちまちそれが最低価格になってしまうことぐらい、誰にでも判っているからである。交通事故の犠牲者たちだけが、高い葬儀費をふっかけられるだけではなく、これでは、一般の人たちも高い葬儀費を払わされることになってしまうのである。

そこで、全米葬儀問題対策協議会が提案していることは次のようなもので

ある。即ち、自動車保険の中に葬儀埋葬費を組み込む代りとして、「遺族資金」と呼ぶようなものを保険法に組み入れることである。この場合、事故のあと、残された遺族に対して現金が支払われ、その使用目的は遺族がどのように使おうと自由とし、必ずしも葬儀費として使わなくてもいいとする主張である。

交通事故で不幸にも自分の生命を失った犠牲者たちも、彼等の不幸によって支払われる保険金の受益者が葬儀社であるというよりは、犠牲者たちが生前に選んでおいた人たちであって欲しいと願うにちがいない。

万が一にも立法府の議員たちが葬儀産業界に屈服するようなことがあっても、葬儀費を「無過失」自動車保険関係諸法に加えるようなことになったとしても、全米50州すべての州において、最高額は500ドルとし、その金は、社会保障制度や退役軍人基金などを含めた公金からとすべきであろう。

悲しむべき、また皮肉なことに、州政府であれ、連邦政府であれ、あらゆるレベルの官公庁において、死の商人にたいして奨励金を与えてしまっていることは事実であり、死亡した犠牲者やその遺族の「最後の権利」を全く無視していることである。連邦政府が葬儀費として支払う額は年額30億ドルの高額にも達し、社会保障制度や退役軍人基金なども年間5億ドルを支払っている。そして州政府なども巨額の金を葬儀産業界に支払っているのである。

隠された諸雑費も馬鹿にはならない。例えば、フロリダ州在住の85才の老婆が夫の葬儀費を支払うために、つつましやかに持っていた資産全部を人手に渡して、福祉施設のやっかいにならなければならなくなったという話があったが、これなどは隠されたほんの一部のことで、公にされない悲劇は更に数多くあると想像される。

最近までは、葬儀産業界の悪弊を停止させようとした唯一の共同作戦は、全米葬儀問題対策協議会傘下の130の関係諸団体、約50万人の自発的な運動であった。この運動は、1939年(昭和14年)にシヤトル市の一教会の信者たちが、自分たち自身の葬儀に関する限り、控え目の値段でつま



しく清楚にやってもらいたい、とある葬儀社と契約したことから始まる。その後、同じような運動が42州に拡がり、1963年(昭和38年)には全米協同組合同盟(The Cooperative League of USA)の指導のもとに、全米葬儀問題対策協議会が結成されるに至ったのである。

基本的なパターンによれば、協議会員は、終身会費として5ドルから20ドル程度を支払って自分たち自身の葬儀や埋葬の段取りを選ぶ権利を得ることになっている。協力してくれる葬儀社と話し合ってみて葬儀の内容で費用の違いがでてくるが、現行葬儀料から比べれば遙かに安く、一般に成人の葬儀料が1,800ドル平均としても、僅か150ドルから400ドルどまりで話がまとまっている。

最近、葬儀問題対策協議会は次第に幅の広い各層諸団体から支持を得てきている。とくに、葬儀産業界から、いの一番にえじきとして狙われている老人たちのために働いている団体からの支持には注目してよい。消費者運動の諸団体は、公的にも、或いは有志グループでも、共に支持している。またキリスト教関係も協力をおしまない。全米協同組合同盟のもと会長J・ウォーリス氏をはじめとして、全米葬儀問題対策協議会設立準備委員たちが指摘していることは、この運動のもつ精神的、教育的な価値についてである。結果的に、アメリカの殆どどの教会、教団、教派などが賛意か承認を与えているという事実である。

更によろこばしいことに、このような一連の対策運動に対して取締当局や立法府が何も問題を感じていないことである。とくに高い葬儀費に就いて連邦政府取引委員会の消費者保護局が、1973年にこの問題について調査をしたことがあり、昨年には葬儀費に関する公式資料を発表したほどである。

更に、カナダ側の葬儀問題対策協議会と歩調を合せて、現在、消費者問題と取り組んでいる人たちの殆んどを動員し、州政府の取り締り機関に委員として送り込む運動が実施されている。そして、人々が自分自身の葬儀に関する一切の段取りを自分で決められるようにする法律を採択させようとしてい

る。カリフォルニア州やカナダのクエベック州では、そのような権利が法的に保証されるまでに至っていない。

一方、「無過失」自動車保険の問題がこれからの第一の課題となっている。

( Consumer Federation of America の News 1975, 9月号 )

#### ロ. 連邦取引委員会 ( F T C ) の提案

連邦取引委員会は資本20億ドルを有する葬儀産業に対し、価格及びその他の情報の公表と、この国の2万2千の葬儀場で行なわれているさまざまな搾取、不正で詐欺的な行為を禁じる、取引規制規則を提案した。

その規則の提出に際して、当委員会は遺族が、とりわけ傷つきやすい立場にあり、その弱みにつけこんで、不当表示、不適當な販売技術、重要な情報の不公表や市場の不法妨害等を通じて、葬儀社が食いものにしてきたことを立証する理由があると言明した。

当委員会は、このような行為が多く消費者に確実に経済的かつ感情上の損害を与えてきたと考えている。

提案された規則、委員会の声明及び提案された規則を支持するスタッフの150ページにわたる覚書のコピーは、F T C の Office of Legal and Public Records から手に入る。

事実を立証する提案は1975年10月28日までに提出されなければならない。他のコメントの提出〆切りは、公聴会の開始前、45日以内に、しかし、少なくとも、1975年10月28日までとなっている。

### (3) 消費者保護庁設置案(英)

#### 価格・消費者保護相提案

#### 序

1. われわれ1人1人はすべて消費者である。従って消費者の権利が尊重され、消費者の権利が考慮されることを保証するための諸種の方策は、われわれすべてのものの関心事である。価格・消費者保護省(the Department of Prices and Consumer Protection)が、1974年3月、現在の政府によって確立されて以来、消費者と財・サービスの提供者との間に存在する不均衡を直し、消費者の声が適正に国家レベルできき入れられるようにするために、何をすることが必要かを研究してきた。

2. 法律が今日の主要な問題ではない。15年前に比べ、量、種類、または同様の事柄に関する基本的な消費者保護法は著しく改善されてきた。とくに1968年の不当表示防止法(the Trade Descriptions Act, 注1)は古くて役に立たなくなった法の大部分を一掃し、以前に比べ大いに健全となった。もっともそれを実際に運用してみた経験から生じたいくつかの問題は、目下、公正取引委員長が議長をつとめている省委員会(Departmental Committee)によって訂正されている。19世紀契約法が、買手と売手は等しい契約力をもつという非現実的仮設に基づいていたということも、いまでは広く認められている。最近の立法、特に1973年の物資供給法(Supply of Goods Act 1973)及び新しい消費者信用法(The Consumer Credit Act)は、法の規制をうけない契約においては、個々の消費者は財・サービスの供給者に比べ、実質的に著しく不利な立場にあることを認めている。そこでこれらの法律は不当にやっかいな条項を消費者にかけさせないようにしている。残っている主要な領域、すなわちサービス供給の契

約における除外条項については、間もなく法律委員 (Law Commissions) が報告するだろう。個々の不公正な取引者または消費者に不利となる不公正な取引のやり方の取り扱いに対しては、1973年の公正取引法 (the Fair Trading Act 1973) が、公正取引委員長に柔軟な武器を与えている。それによって委員長は法廷で行動をとるか、あるいはまた副次的立法をつくるか、いずれかの行動をとることができる。これらを実際にやってみてどれだけ有効性があるか、いま評価を下すのはあまりにも早計である。もしこれで不十分だとわかれば、あるいはまた他の消費者保護立法で不十分だとすれば、それを改正するために新しい立法を提案することに政府はやぶさかではない。

(訳者注1) 例えば「この毛布は純毛です」。「売地は駅から1kmのところにあります」というようなことを広告に書けば、実際にその通りでなければならぬ。もし事実と違って記述すれば刑事違反となる。口頭で言った場合も同じ。但しサービスの場合は、違っていることを知ってやった場合のみ違反。

3. 消費者法の公正な体系がなければならないということは重要なことだ。まさにそれと同じように必要なことは、消費者はその法の規定からも十分に利益をうけるべきだということだ。多くの消費者は自分たちを護る新しい法のあることにまだ気付いていない。だから、経験があつて公正な人が消費者問題で困っている人々、または指導を求めている人々をたすけることができるような、地方で役立つ助言サービスが必要であり、援助も必要である。地方計量局は法令で定められたこの機能をもっている。そして、政府の励ましの下に、地方当局は概して熱心に、消費者への助言は広範に役立てられるべきだとの大衆感情にこたえてきた。町には今や多くのアドバイス・センターがショッピング地域に開設されているし、計画もされている。また人口があまり密集していない地域では、消費者への助言を可能にさせるさまざまな方法 (動く消費者店や郵便切手がはつてある苦情カード) が試みられている。政府はこれらの発展をすべて大歓迎している。そしてまた消費者への助言を

地理的に満遍なく行きわたらせるのに最も貴重な役割を果たしている市民助言局 (Citizen's Advice Bureaux) の拡大、改善を助けている。

4. 消費者問題の多くの経験者は、消費者を代表する組織体のスペクトルには一つのギャップがあるとながらう考えてきた。これは国家レベルにおいてのことである。このギャップは2つの主な方法で運用してきたところの消費者審議会 (Consumer Council) がなくなったことによつていつそう拡大された。2つの主な方法の1つというのは消費者に情報を役立たせること。現在これは公正取引委員会の委員長の機能の1つとなっている。第2の消費者審議の主要役割は、消費者利益を前進させ、護るための行動を促進するパルチザンとしての役割であつた。このギャップは公正取引委員会の委員長では十分にみたすことはできない。なぜなら委員長が荷負っている独占、合併、制限的取引、消費者信用といったそれぞれの分野での重荷は、消費者利益のみに委員長を専念させないようさせているからである。現存の消費者の組織体は、消費者の声を反映させるために多くのことを行うなど、消費者に代つて最も貴重な役割を果たしてきた。そして消費者利益はそれらの組織体の努力によつて著しく助長されてきた。しかし、そこには、消費者に影響する決定を行う誰かが、均衡のとれた権威ある見解をそれらの組織体の前で披瀝することを保証するような、十分に消費者を代弁し影響力をもつ、何らかの独立した国家レベルの消費者組織体が欠如している。

#### 消費者保護庁の設立

5. 政府はこのギャップをうめるために政府財政によつて賄われる消費者保護庁 (National Consumers' Agency) の設立を提案する。財・サービスの生産にかかわる人々はイギリス労働組合会議 (TUC) や英国産業連盟 (CBI) を通して、国のさまざまな協議事項において政府と広くかかわっている。経済活動における消費者の役割は生産者のそれと同じように重要である。政府は、消費者が新しい消費者保護庁を通して意見が反映させられる

同様の機会をもつべきだと考える。

6. 働く人々も経営者もそれぞれ自前の組合と協会をつくった。なぜなら団体契約を結ぶためには、組合や連盟にたいする直接的でハッキリした必要性が存在するからである。そしてまた、そうすることから彼等は直接的な利益をえるのである。消費者の声が正しく聞いてもらえることから得られる利益はすべての人々によって分有されるだろう。だがしかし、自分たちのために代弁し、自分たちが保護されることを保証してくれるような組織体を最も必要としている人というのには、実は、ハッキリものも言えず、しかも、不利な立場にある人々なのである。そして、この10年間の消費者活動では少しもそのニードがみだされて来なかったという人も、実はそういう人たちなのである。政府は、いま提案されている新しい組織体は、このようないちばんハッキリものいえない人々をも含む、すべての消費者の利益が考慮されねばならないと主張する立場のものだと信じている。

#### 消費者保護庁の機能と任命

7. 消費者保護庁に対して政府が考えている機能とは：

- (a) 次のような機関に消費者の意見を代表させる——中央・地方政府、公正取引委員会の委員長、産業界、その他消費者の声が反映されるべきあらゆるところに消費者の意見を代表させる。この中には、法律や提案立法、広告の基準や方法、消費者助言サービスの有用性、メートル法が残っている段階の期間中の消費者の利益、製品の安全性をテストする設備の有用性、といったような問題領域についても消費者の意見を代表させることを含んでいる。
- (b) 政策や提案について消費者の意見を求めにくる人々の諮問に応じられること。とくに、政府によってもちこまれる事柄で、それが消費者利益にどうかかわるかを保護庁は審議し、報告する。
- (c) 政府や、その他の組織体で消費者を代表し、また欧州共同体のような

国際機関の枠組みの中でも消費者を代表する。

(d) 国営化産業に消費者ニードをもっと代表させるために、政府政策の一部としての、現在の国営化産業における消費者代表の配置を再検討する。

現存するもろもろの消費者団体は、現在と同じように、もちろん直接、政府に建議することができる。そして、政府も直接、彼等に、適当とみとめる場合には従来のように協議することになろう。

8. 消費者保護庁は、価格・消費者保護相によって任命された委員長1名及び委員をもつところの、法令に準拠しない機関となるだろう。有効に運営するためには、保護庁のメンバーシップが制限される必要がある。メンバーシップの一部は代表者の能力で任命されるだろう。主だった消費者団体と婦人団体は価格・消費者保護相がその中から任命できる短かい推せんリストを提出するよう求められるだろう。残りのメンバーは個々人の能力において同相によって任命されるだろう。スコットランドとウェルズに対しては特別の配置がなされる。すなわちそれぞれの国から選ばれた保護庁のメンバーは、そのほかのメンバーとともに、別々の事務局をもつ国家的な委員会を形づくるだろう。北アイルランドに対しては、1973年の北アイルランド憲法に定められたこの分野での北アイルランド当局の責任を認識するそれ相当の配置がなされるだろう。

#### 国営化産業消費者審議会

9. 国営化法令によって、石炭、ガス、電力、陸上輸送、郵便は、それぞれの分野でそれぞれの国営化産業審議会が設けられた。そしてこれらの審議会はそれが設けられたときは消費者利益を守るうえで重要な革新的役割をもっていた。しかし、価格・消費者保護省という別個の省が設けられた現在、政府は、これらの審議会のそれぞれ法令で定められた機能を、価格・消費者保護省の機能へと移管すべきだと決定した。したがって、ひとたび消費者保護庁が設けられたならば、それらの審議会への任命は、価格・消費者保護相

が保護庁ないし保護庁専有の委員会の助言を得、かつ、その産業の主務大臣と協議の後、任命されるだろう。スコットランド電力諮問委員会の委員は、消費者保護庁スコットランド委員会の助言のもとにスコットランド相によって引きつづき任命されるだろう。それらの諮問委員会への照会は、その産業の主務大臣と価格・消費者保護相と合同で行われ、両者はともに諮問委員会の申し入れ及び報告を受ける。結果として生ずる産業への指示は、その産業の主務大臣が価格・消費者保護相とその決定について協議した後、与えられる。政府はこれらの諮問委員会に関係する諸機能を実際に行うにあたって、消費者保護庁の助言を求めることができるだろう。政府はまた、すべての諮問委員会が直接政府によって財政が賄われるような立法を順を追って導入するだろう。

#### 保護庁の運営

10. 消費者庁の設立は、1973年の公正取引法のもとにある公正取引委員会の委員長の地位と責任に何ら影響を与えるものではない。同じく、消費者保護諮問委員会 (Consumer Protection Advisory Committee : CPAC) の運営も影響されない。CPACの機能は、消費者の経済的利益に悪い影響をもたらすかもしれないようなものに属する商取引や、公正取引委員長が同法第2章のもとで提案することのできる救済に関して助言を与えることになっている。

11. 消費者保護庁は、それぞれ問題をもつ消費者に対して行われる援助の適正、有用性にもっと強くかかわることになるだろう。しかし保護庁自体としては個々の消費者の苦情や事件を取り扱うものではない。これらの事柄は既存の一連の機関——消費者アドバイス・センター、地方取引基準局、市民助言局、国営他産業消費者諮問委員会、その他——によって、引き続き取り扱われるだろう。



12. 中央・地方政府は消費者に対する業務を現在拡大しつつある。そして新しく設立される保護庁はこれらの業務や、個々人が公的サービスの支給のなかで直面する多くの問題に関して、中央・地方政府機関に助言を与えることに役立つだろう。これらの領域で消費者を代表するために適切な措置を促進してきたのは、消費者団体の過去における一つの重要な役割であった。この目的のためにすでに何らかの組織体が確立されている場合、保護庁はもちろんそれらの組織体と競合ではなく、協議し協力して動きたいと願うだろう。保護庁の設立は、地方当局の責任に何らかの方法で影響を及ぼしたり、あるいは地方当局を通して地方政府と慣行的な協議をさせないようにするということは意図されていない。また、保健業務や国営産業または放送というようなそれぞれの分野で消費者利益を期待する責任を現にもっている組織体の仕事を、保護庁がのりついたり、重複してやるという意図もない。これらあらゆる分野における保護庁の役割は、消費者の声を表現するための適切なメカニズムが存在することを保証し、消費者にかかわる事柄に注意をひくということが第一義的な役割であろう。

13. 大衆の利益を守るための広告統制の問題は、保護庁が仕事をすすめていくうえででくわす問題である。保護庁は、その問題についての保護庁の見解を政府や広告産業に知らしめるのと同じように、公正取引委員長がもっている広告との関連での重要機能の点に関し、保護庁は公正取引委員長に忠告する特別の責任をもつだろう。現在の統制システムは、業界の自主規制と広範な多様性をもつそれぞれの法規定を結びつけている。政府は現在このシステムを再検討している。そしてこれ以上さらに立法が必要とされるかどうかを決めるにあたっては、保護庁が設立されているときは保護庁の見解を考慮に入りたいと考えているし、また現に遂行されている1968年の取引における不当表示防止法の見解の結果も考慮に入れ、また業界の自主規制にありうるかもしれない何らかの改善についても考慮に入りたいと考えている。

## 結 論

14. 政府は、消費者保護庁の設立は一般の消費者の地位と影響力を強化するのに大いに役立つだろうと考えている。価格法のもとで定められた価格統制制度と価格の明記や単位当り価格表示に関連する新しい権限の強化や、消費者信用法によって著しく改善された貸借における消費者保護などと結合して、消費者保護庁の設立は、われわれ国民生活のあらゆる側面で消費者の公正な取り扱いを保証しようとする政府の一貫した決意を示威するものである。

( 原題 : National Consumers' Agency )

## Ⅳ ニ ュ ー ス

### (1) イギリスで放射性廃棄物を「ガラス化」

イギリスは危険な放射性廃棄物を、地震、火災はもちろん、何世紀にわたって風雨に耐える固体のガラスに変えて処分することを決定した。10月2日に発表されたイギリス原子力公社の年次報告によれば、いわゆる「ガラス固化」glassificationと称されている方法を完成させるためのパイロット・プラントがすでに動きはじめた。

原子炉や発電所からでてくる廃棄物（この大半は200年以上も放射性をもつ危険なものである）をどうするかという問題は、全世界の科学者が長年とりくんできた課題である。

従来イギリスは、廃棄物を液体のまま、壁が二重になったスチール製のタンクに入れ、イングランド北部に貯蔵してきた。しかし、この方法は24時間の冷却システムと、腐食による漏洩にそなえた緊急用の予備タンクを必要とする。「ガラス固化」はこれより簡単で、しかも安全である。

イギリス原子力公社のウォルター・マーシャル氏によると、放射性廃棄物を融解したガラスのタンクに流し入れると、二つの物質の分子がまざりあい、厚いガラスのシリンダーに固まるとのことである。

このガラスは半永久的にもつし、たとえ爆破され、こなごなになったとしても放射性物質はガラスの分子の中に「とじこめられて」いるから洩れる心配はない。

ガラスのシリンダーは冷却するため水中におかれる。マーシャル氏は、今後25年間のイギリスの廃棄物はすべて、オリンピック競技用プール並のものに貯蔵できると語っている。

長期的には、妨害がなく、しかも必要とあらばとりもどせるような自然の洞くつか、海洋にこのガラスを置く可能性も研究しているとのことである。

少しの燃料で多くのエネルギーをつくる画期的な方法を用いる「高速増殖

炉」についてもよいニュースがある。

スコットランドのダウンレイにある4,500ポンドの原型炉は昨年運転を開始以来、漏洩の連続で、ずっと停止したままであった。AEA委員長のジョン・ヒル氏は1日「いつでも」再開できると語った。

増殖炉の特徴は、通常の運転の副産物として核燃料をつくるということである。増殖炉は通常の炉よりも150倍も燃料を効率よく使う。限られたウラン資源が枯渇するにつれ、今後のエネルギー需要をみたすために増殖炉の重要性は高まってゆく。フランスのフェニックスは、18ヶ月前、フルパワーに達したとのことである。 (ロンドン発 共同=ロイター J.T.10月5日)

## (2) 取引は原発のみと西独は語る

西ドイツ政府は6日、南アフリカの武器生産を助ける企図はないが、ドイツの企業が白人支配の国に原発を売る可能性については未定であると語った。

政府のスポークスマンKsaus Boelling氏は記者に西独のクラフトベルグ・ユニオン社が2,000メガワットの原発を南アメリカに売りたがっていることを明らかにした。

これは南アフリカの入札要求に応じたものである。競争相手にはフランスのフラマトム社、GEとブラウン・ボヴェリーのアメリカンスイス・コンソーシアム社である。

Boelling氏は、西独政府は直接にも間接的にも南アフリカの高度な原子力装置開発の協力はしてこなかったと語った。

原子力発電プラントつまり武器生産用に転用できない発電所を売ることと、ウラン濃縮プラント設置の援助をすることは違う、とBoelling氏はいうのである。

クラフトベルグ・ユニオン社に原発引き渡しの輸出許可を与えるかどうか

の問題は、現実にはまだ問題にはなっていない。　というのはまだ入札期限が切れてはいないのだから、と彼はいった。

「南アフリカがすでに決意をしたとしても、まだたくさんの考える時間がある」とBoelling氏は語る。

これには政治的および経済的配慮が含まれる、とつけ加えた。

クラフトベルグ・ユニオン社は6日、20億マルクの注文を受ける見通しはきわめて「強い」と語った。

Boelling氏は保守野党のキリスト教民主党の批判、つまり政府は南アフリカからのウラン供給を危うくさせているという批判をしりぞけた。

南アフリカは西独のウラン鉱石の40%を供給している。

「今のところ、南アフリカがこれを圧力として使うような気配はない」とBoelling氏は語った。

(ボン発 共同=ロイター J.T.10月8日)

### (3) 全米キリスト教教会協議会の反原発声明

全米キリスト教界各宗派の協議会であるNCC（基督教教会協議会）は、去る金曜日に、プルトニウムを核燃料として使用することは、「道徳的に弁護の余地はなく、技術的にも異議のあるものである」との声明を初めて承認した。この声明書は、16人のノーベル賞受賞者を含めた66人の著名な科学者や学者の署名を得た研究に基づくものである。

しかしながらAIF（原子力産業委員会）は、核産業界を弁護して、そのような研究を行った科学者グループ「概して原子力の安全性や、その他の関連諸問題に関し何んら経験も識見も持たないグループ」と発表した。

276人の評議員で構成されているNCCは、プロテスタント諸教団とギリシア正教会など31教派・教団を傘下におさめ、4,000万人の会員を有する宗教団体であるが、このたび前述の科学者グループの研究を、特に目立つた反論もなく採択した。このことは、3月に予定されている評議員会で、核反対決議が最終的に承認されることを意味していると同協議会のスポークスマンは語っている。

注目すべき点は、NCCの今回の決定が、かつて1960年に同協議会が原子力の平和利用を承認した自らの決定を覆えすことになる点であろう。

NCCは、ロックフェラー大学のルネ・デュボス博士や人類学者のM・ミード女史を委員長とする科学者の研究グループに、プルトニウムに関する研究を依頼していたのである。

NCCの理事会は、「各教団・教派・教会も、また信者各自も、主要エネルギー源としてのプルトニウム原子炉を追跡して行くという責任があり、そこに生ずる一切の神学的、経済的、社会的、政治的及び技術的な関連諸問題の研究を更に進めなければならない」との決議を承認した。

一方、AIFはNCCに次のような電報を送った。「署名した人たちを検

討してみても、声明文とそれに伴う背景報告書は、政府、産業界、関係諸機関、科学実験室及び専門的な諮問機関など、責任ある地位を代表する人を加えて作成されたものではない」と非難し、署名した科学者たちが原子力の経験をもたない人たちであり、「彼らが共通してもっているのは、長年に亘る原子力反対の姿勢である」と断言している。

しかし、ミード博士たちは記者会見の席上で次のように述べている。「われわれのグループが、原子力支持派の立場を全く考慮に入れなかったと臆測するのは大きな誤りである。われわれは原子力支持派の側の莫大な資料すらも十分に研究している。」

なお、署名をした人たちのなかには、物理学者、化学者、生物学者、数学者、社会学者、法律専門家、技術者、経済学者及び医学界の人びとがいる。

( ニューヨーク A P 発 J. T. 10月12日 )

#### (4) ピルの使用と心臓まひ(米)

連邦食品医薬品局(FDA)は、去る10月16日、経口避妊薬の最近の調査結果にもとづいて、受胎調節のためにピルを使っている婦人に、新たに健康上の警告を発する予定だと語った。

スポークスマンによれば、最近の研究、とくに英国グループのモニター研究に依ると、40歳以上の婦人たちが避妊用のピルを使用している人は、ピルを使用していない同年輩の婦人たちの約5倍も心臓まひの危険にさらされているという。

スポークスマンによると、経口避妊のモニターをしているFDA機関は、40才以上の婦人は避妊目的にはピルを使わずに他の方法を考慮した方がよいと警告しているが、これについて、消費者と企業はどう考えるか両方から意見を広く求めている。

しかしそのスポークスマンは、ピルの使用が適切であればピル避妊方法は比較的安定な方法であり、とくに深刻な害は少ないとモニター機関は信じていると語った。

F D A 提案の原案は、避妊薬の包装に心臓まひの警告を出すとともに、さらに次のことを医師に警告している。即ち：

▲ 母親が妊娠中に女性ホルモンを使用していた場合には、極めて稀ではあるけれども欠陥児の出産が報じられている。この女性ホルモンというのは、避妊ピルの構成要素の一部であることは明らかである。

▲ また、指示通りにピルを用いなかった婦人は、若し月経が1回なかったならば、妊娠の可能性があることを、医師はその婦人に告げるべきである。

▲ ピルの使用を中止したすぐ後で、妊娠する女性には、自然流産や早産の可能性が増加していることを、調査データは示している。

それ故に、出産を欲する婦人は、ピル使用後少くとも3カ月間は待つべきだとF D Aの指示は提案している。

また極めて稀ではあるけれども、ピルを使用する婦人の肝臓には非悪性の腫瘍が発見されることもあると、モニター機関は医師に警告している。

全米で約800万から1,000万人の婦人が避妊ピルを使用しているものと思われ、世界中でピルを使用している婦人の数は想像することすらできない現況である。

(ワシントン発 共同ロイター J. T. 10月18日)



## (5) 離乳食用カンヅメの鉛公害(米)

食品医薬品局が10月16日に発表したところによれば、子供たち、特にカンヅメ食品を摂取している幼児たちは、鉛公害の危険にさらされている。同局によれば、最近の研究が示すように、カンヅメ食品を食べる幼児は、普通、一般の成人がいろいろな食品や源泉から吸収する鉛の量より遙かに多量の鉛を吸収し易いという。そのために、あらゆる努力をつくして、幼児の鉛の吸収量を少なくすることをまず優先させる必要があるという。また、一般成人用のカンヅメも長い間保存しておくうちに、好ましくない高率の鉛を検出しているという。

同局によれば、1973年度に生産された41種類の異なる食品の中から2,900の見本を選んで検査をやったが、そのなかでも、「とくに幼児食品、とくにオレンジ・ジュースの中から最高の鉛を検出した」そうである。また、リンゴ・ジュース、リンゴ・ソース(リンゴをすりつぶしたもの)、桃、各種野菜、牛肉、野菜のミックスが、それぞれ順位に従って列記されている。

食品医薬品局によれば、その後、カンヅメ産業界は鉛の流出を防止する努力を重ね、現在ではカンヅメの鉛の量は半分になったとのことである。

(ワシントン発 UPI、J.T. 10月18日)

## 海外の市民活動 №3

---

1975年11月 日発行  
編集 海外市民活動情報センター  
編集責任者 野村 かつ子  
発行 (財)大竹財団  
〒104 東京都中央区京橋1-2  
セントラルビル9階  
電話(03)272-3900  
郵便振替 東京 9-60834  
振込銀行 協和銀行八重洲通支店  
口座名 財団法人 大竹財団  
当座 №402400

---

会員配布